

こども支援

[児童相談所]

児 童 憲 章

[昭和 26 年 5 月 5 日宣言]

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護があたえられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

(I) 児童相談所

1 設置の目的

児童相談所は、児童福祉法に基づき設置された児童福祉行政機関で、本県では、両こども・女性・障害者支援センターの中に児童相談所の機能があります。

これまで児童相談所は、児童（0～18 歳未満）のあらゆる相談を受け援助を行うこととされてきましたが、平成 16 年の 12 月に児童福祉法が改正され、児童相談に関する一義的な相談窓口は市町となり、児童相談所は、専門的知識及び技術を必要とする事例に対応し、調査・診断・判定に基づいて援助を行う相談機能とともに、市町における児童相談業務に対して情報の提供その他必要な援助を行う市町援助機関として、市町の後方支援に重点化することとなりました。

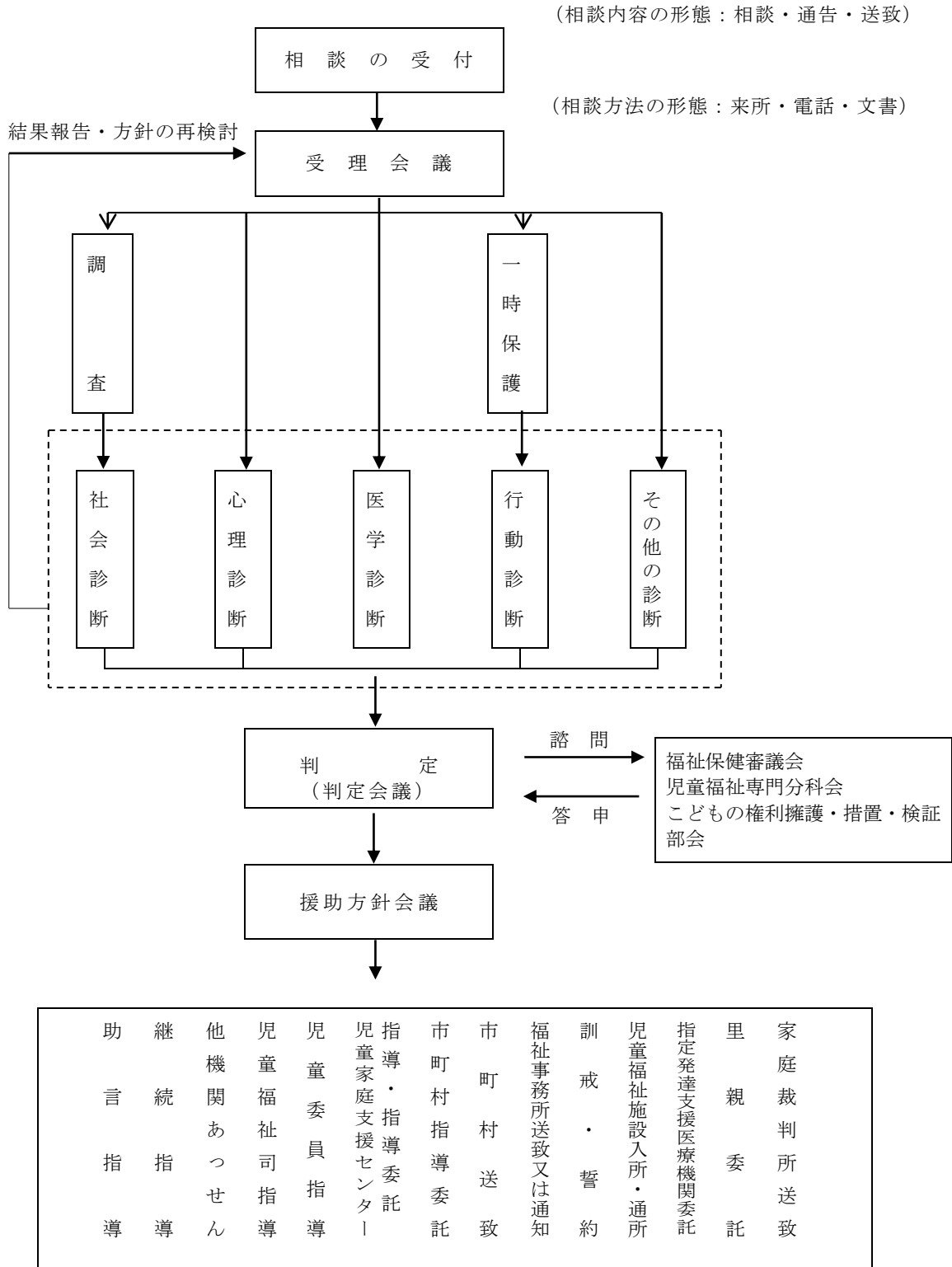
このほかに、児童相談所は児童と保護者に対する児童福祉司等による在宅指導や施設入所、里親委託等を行う措置機能や、必要に応じて児童の行動観察や緊急保護等を行う一時保護の機能を有しており、市町や他の機関との適切な役割分担、連携を図りつつ、これらの機能を十分に発揮することにより、より専門的かつ効果的な相談援助活動を行うこととしています。

2 受け付ける相談の内容

児童に関する相談は、統計上、次のように相談の内容を分類しています。

相 談 種 別		内 容
養護相談	児 童 虐 待	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談（身体的虐待,性的虐待,心理的虐待,保護の怠慢・拒否）
	そ の 他	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等の児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等の視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談 *ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれの相談に分類する
	重 症 心 身 障 害	重症心身障害児に関する相談
	知 的 障 害	知的障害児に関する相談
	発 達 障 害 等	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む。）
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触 法 行 為 等	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 *受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談を含む
育 成 相 談	性 格 行 動	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等の性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不 登 校	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 *非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、それぞれの相談に分類する
	適 性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	そ の 他	上記のいずれにも該当しない相談

3 相談業務の流れ



4 援助の種類と内容

受け付けた相談については、調査・判定や必要に応じて一時保護を行い問題の解決にあたりますが、その援助方法を次のように分類しています。

援助の種類	内 容
助 言 指 導	1～3回程度の助言、指示等による指導対応を行うこと
継 続 指 導	心理療法やカウンセリング・面接による指導等を、少なくとも数回以上にわたって継続実施すること
他 機 関 あ っ せ ん	他の児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育相談所等他の機関に移管、あっせんすること
児 童 福 祉 司 指 導	複雑な家庭環境に起因する問題を有する児童等で、長期にわたる継続的な指導を必要とするものに対し、児童福祉司が家庭や学校等を訪問し、あるいは通所などの方法により専門的な指導を行うこと
児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、家族間の人間関係調整や経済的支援により解決すると思われるケースの指導を児童委員に依頼すること
児童家庭支援センター指導・指導委託	児童家庭支援センターの職員に指導させる又は、児童家庭支援センターに指導を委託すること
市 町 村 指 導 委 託	養育支援等の指導を市町村に委託すること
市 町 村 送 致	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から児童の身近な場所である市町村による指導が適当な場合に、市町村へ送致し、指導するもの
福祉事務所送致又は通知	問題が貧困その他の環境の悪条件等によるものや知的障害に関するもので、社会福祉主事や知的障害者福祉司による指導が適当な場合に、福祉事務所に送致し指導すること
訓 戒 ・ 誓 約	非行相談において、再びあやまちを犯さぬよう注意をし、約束させることによって問題の再発を防止すること
児 童 福 祉 施 設 入 所 ・ 通 所	家庭養護のできない児童や障害のある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと
指定発達支援医療機関委託	独立行政法人国立病院機構等の設置する医療機関で厚生労働大臣の指定するものに肢体不自由児・重症心身障害児（者）の療育を委託すること
里 親 委 託	里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に、養護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託すること
家庭裁判所送致	非行相談について、家庭裁判所の審判に付することが適当であるとして、家庭裁判所に送ること
そ の 他	上記のいずれにも該当しない処遇

5 他機関との関係

児童相談所から関係機関へ	関係機関名	関係機関から児童相談所へ
<ul style="list-style-type: none"> 家庭調査および児童、保護者指導の依頼 巡回相談等の協力依頼 助産施設、母子生活支援施設への入所が必要なケースの送致 	福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の送致 児童の判定、指導依頼 指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> 家庭調査および児童、保護者指導の依頼 	児童委員 (主任児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の通告 指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> 児童、保護者指導の依頼及び指導措置委託 	児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の通告 指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> 保健指導依頼 	保健所	<ul style="list-style-type: none"> 障害児等の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> 児童の一時保護委託 児童の捜索依頼 立入調査への援助依頼 児童虐待への対応における情報共有 	警察署	<ul style="list-style-type: none"> 触法、ぐ犯行為等児童の通告 棄児、迷い子等、要保護児童の通告 児童虐待への対応における情報共有
<ul style="list-style-type: none"> 少年法の適用が必要な児童の送致 強制的措置の申請 施設入所に伴う承認申請 後見人の選任、解任の請求 親権喪失・停止宣告の請求 	家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の措置を求める児童の送致 保護処分（児童自立支援施設、児童養護施設送致）による児童の送致
<ul style="list-style-type: none"> 児童の施設入所措置 措置後の指導 	児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 入所児童の判定、指導依頼 措置の解除、変更等の届
<ul style="list-style-type: none"> 児童相談等の業務に関する市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査および事後指導への協力 巡回相談等の協力依頼 障害福祉サービスの利用を適当と認めた場合の15歳以上の障害児の通知 児童及び保護者に対する在宅における指導措置委託 市町での対応が可能な事案の送致 	市 町	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談のうち専門的知識及び技術を要するものについての技術的援助及び助言の依頼 児童相談のうち医学的・心理学的・教育的・社会的及び精神保健上の判定を要するものについての判定依頼 要保護児童の送致 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の依頼 障害福祉サービスの利用を適当と認めた場合の15歳以上の障害児の判定依頼 指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> 障害児等の援助依頼 	保育所 幼稚園 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 通園児童の判定、援助依頼
<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する調査および指導依頼 児童の健全育成指導 	学 校	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の相談、通告 児童の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> 適正就学の依頼 	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 障害児等の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> 非行防止活動への参加 	少年センター	<ul style="list-style-type: none"> 児童の判定、指導依頼

附 他機関・団体等への協力（講演・研修等）

県内における重大少年事件の発生やメディアによる悲惨な虐待報道が相次ぐ中、地域における児童問題への関心はいつそうの高まりを見せ、児童相談所を取り巻く関係機関等から児童虐待や子育て等について多くの見学・研修依頼がきている。

関係機関はもとより、一般住民への啓発活動は児童福祉業務を推進する上で不可欠な要素であり、業務の合間をぬって要請に応じているところである。

注)・「機関は」P28の「他機関との関係」による
・数は実施回数

機関	長 崎	佐世保	計
福祉事務所(家庭児童相談室)			
児童委員(主任児童委員)	2		2
保健所			
警察署	1	1	2
家庭裁判所	1		1
児童福祉施設	2		2
市 町			
保育所・幼稚園			
学校	2	1	3
教育委員会	1		1
少年センター			
その他	6	2	8
計	15	4	19

(Ⅱ)業務実績

1 受付件数の年度推移

令和5年度の相談受付総件数は6,820件で、前年度に比して698件増加した。

※テレフォン相談とは、来所することなく相談したいというニーズに応えるための専用電話による相談窓口で対応した相談である。なお、テレフォン相談は、令和3年度末で廃止した。

図1 児童相談所別受付件数

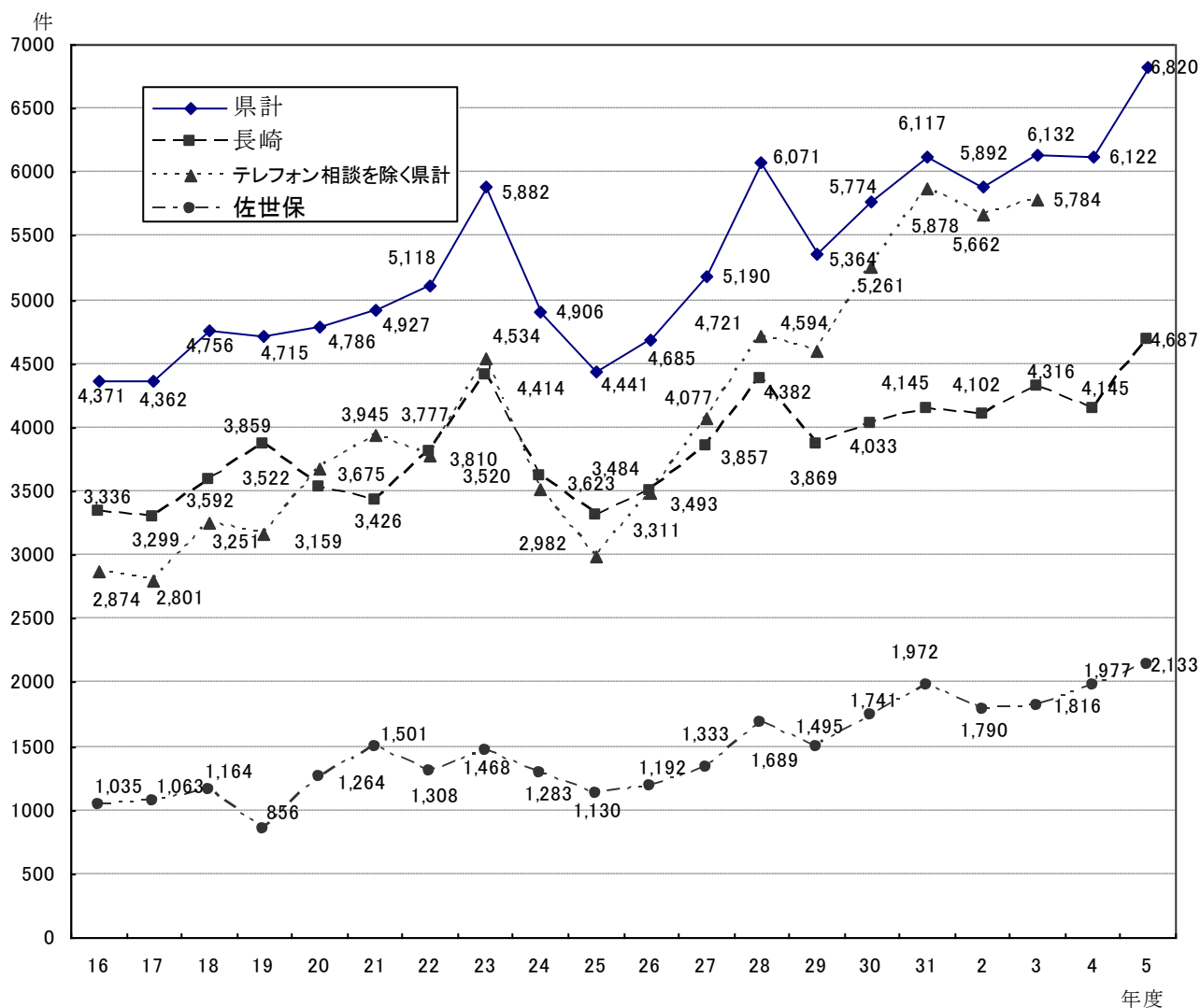
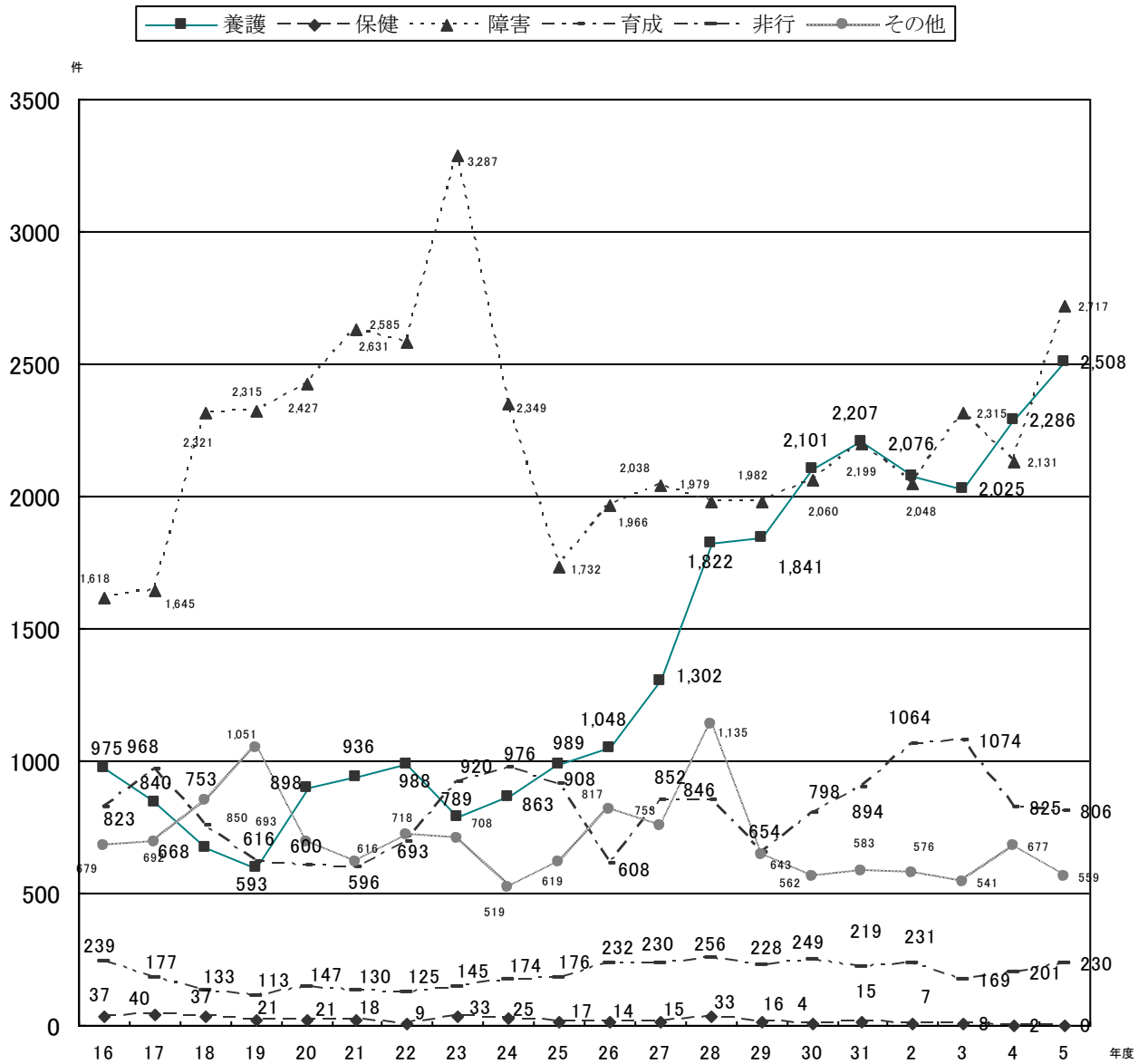


図2 相談内容別受付件数

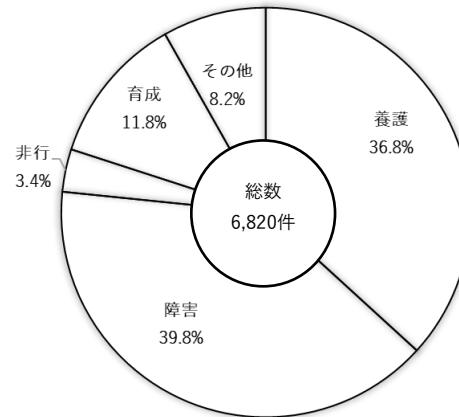


2 相談受付と処理の状況（令和5年度）

（1）相談別受付

相談受付の総件数は6,820件で、前年度の6,122件に比べ698件増加した。相談種別で見ると、障害相談が39.8%（2,717件）で最も多く、ついで養護相談が36.8%（2,508件）、育成11.8%（806件）非行3.4%（230件）となっている。

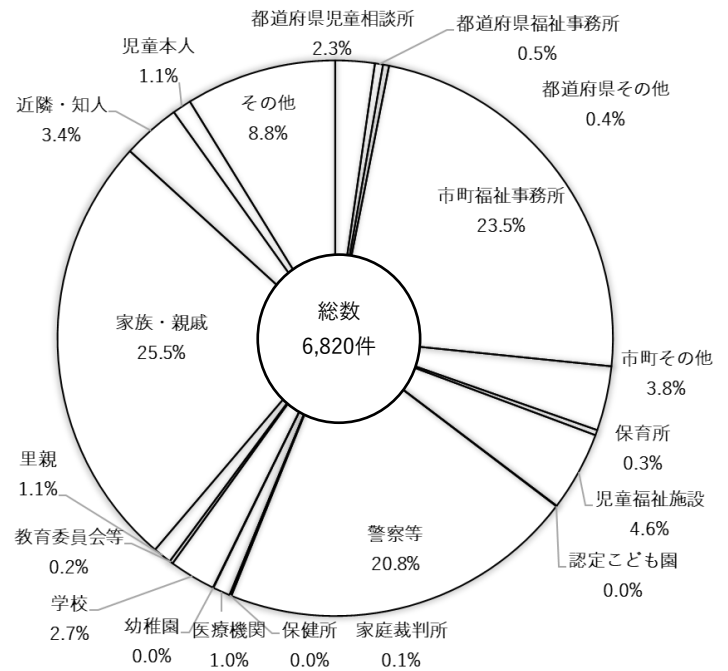
	長崎	佐世保	計
養護	1,634	874	2,508
保健			
障害	1,986	731	2,717
非行	138	92	230
育成	532	274	806
その他	397	162	559
計	4,687	2,133	6,820



（2）経路別受付

家族・親戚からの相談が最も多く25.5%（1,741件）を占めている。

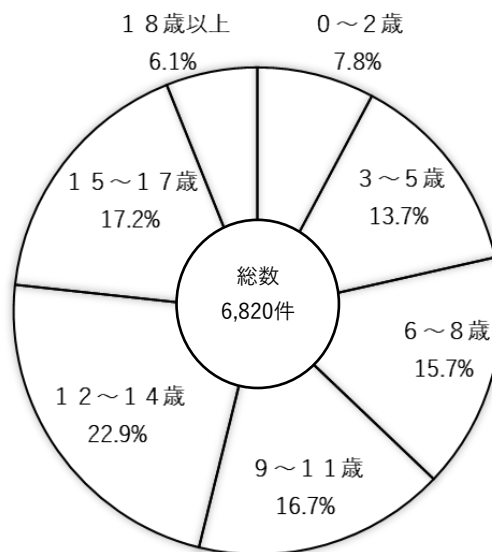
	長崎	佐世保	計	
都道府県	児童相談所	92	64	156
	福祉事務所	15	17	32
	保健センター			
	その他	24		24
市町	福祉事務所	1,124	479	1,603
	児童委員			
	保健センター			
	その他	132	124	256
保育所	14	7	21	
児童福祉施設	220	96	316	
指定発達支援医療機関				
児童家庭支援センター				
認定こども園	2		2	
警察等	1,005	411	1,416	
家庭裁判所	4	3	7	
保健所		1	1	
医療機関	43	26	69	
幼稚園		2	2	
学校	118	66	184	
教育委員会等	9	5	14	
里親	43	30	73	
児童委員（通告仲介含む）				
家族・親戚	1,245	496	1,741	
近隣・知人	135	95	230	
児童本人	45	30	75	
その他	417	181	598	
計	4,687	2,133	6,820	



(3) 年齢別受付

児童についての相談は12～14歳の児童に関する相談が22.9%（1,559件）で最も多い。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	378	153	531
3～5歳	686	247	933
6～8歳	762	306	1,068
9～11歳	775	366	1,141
12～14歳	1,053	506	1,559
15～17歳	764	410	1,174
18歳以上	269	145	414
計	4,687	2,133	6,820

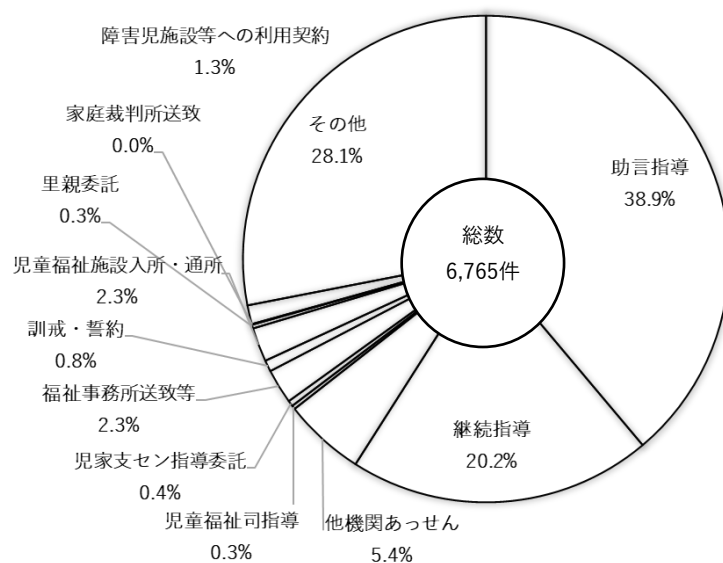


(4) 処理

前年度未処理分を含め、令和5年度中に処理した件数は6,765件である。

比較的簡単な援助で解決できた処理「助言指導」が38.9%（2,629件）で最も多く、続いて「継続指導」が20.2%（1,364件）となっている。

	長崎	佐世保	計
助言指導	1,747	882	2,629
継続指導	858	506	1,364
他機関あっせん	246	120	366
児童福祉司指導	12	5	17
児童委員指導			
児童家庭支援センター指導委託	26		26
市町村送致等		28	
福祉事務所送致等	128		156
訓戒・誓約	38	13	51
児童福祉施設入所・通所	111	42	153
指定発達支援医療機関委託			
里親委託	14	3	17
家庭裁判所送致	3		3
障害児施設等への利用契約	69	16	85
その他	1,398	500	1,898
計	4,650	2,115	6,765



3 相談別にみた問題の傾向

*各相談の受付件数は令和5年度受付分、処理件数は前年度未処理分を含め令和5年度中に処理した件数を計上している。

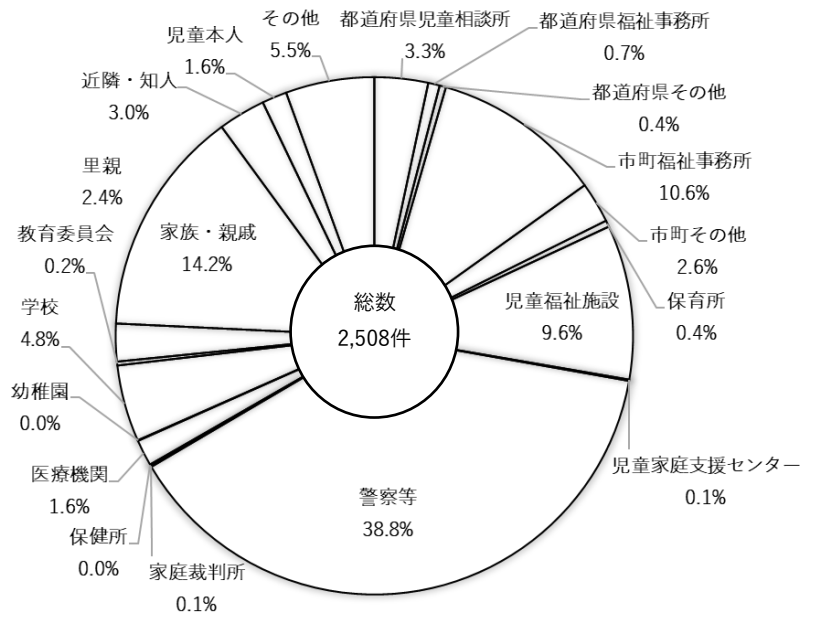
(1) 養護相談〔受付 2,508件 処理 2,449件〕

受付件数は前年度の2,291件と比べ217件増加している。

① 経路別受付

警察等からの通告が全体の38.8%で最も多く、続いて家族・親戚等からの相談が14.2%となっている。

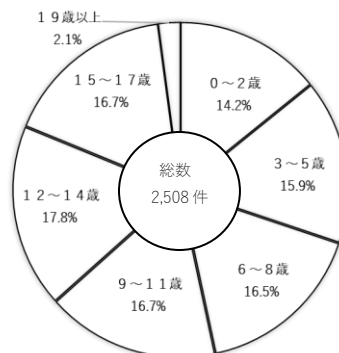
		長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	52	32	84
	福祉事務所	5	13	18
	保健センター			
	その他	10		10
市町	福祉事務所	148	119	267
	児童委員			
	保健センター			
	その他	23	41	64
保育所	7	3	10	
児童福祉施設	167	75	242	
指定発達支援医療機関				
児童家庭支援センター	2		2	
認定子ども園				
警察等	687	285	972	
家庭裁判所	2	1	3	
保健所		1	1	
医療機関	27	14	41	
幼稚園		1	1	
学校	80	40	120	
教育委員会	5	1	6	
里親	31	28	59	
児童委員(通告仲介含む)				
家族・親戚	237	119	356	
近隣・知人	36	38	74	
児童本人	24	15	39	
その他	91	48	139	
計	1,634	874	2,508	



② 年齢別受付

各年齢で多少の増減はあるが、割合的には前年度と大きな変化はない。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	251	105	356
3～5歳	284	116	400
6～8歳	256	158	414
9～11歳	267	153	420
12～14歳	277	169	446
15～17歳	262	157	419
18歳以上	37	16	53
計	1,634	874	2,508



③ 理由別・処理別

理由別では家庭環境に起因するものが多く、特に虐待相談が全体の約51.7%を占めている。処理別では、虐待や家庭の養育機能の低下から、児童福祉施設入所につながることが多いが、面接指導や関係機関による支援で解決に導かれるケースも少なくない。

※「その他」内訳は、被虐待児童及び保護者のフォローアップ事業や施設入所児童の措置延長に関する処理によるものが多い。

処 理	理由 児相	家出 (失踪を 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を 含む)	家庭環境		その他 ※	計
						虐待	その他		
児童福祉 施設に 入 所	長 崎				16	34	7	21	78
	佐世保				3	10	4	11	28
	計				19	44	11	32	106
里親委託	長 崎					2	2	7	11
	佐世保						1	2	3
	計					2	3	9	14
面接指導	長 崎	1	2		73	721	141	357	1,295
	佐世保	4			39	310	81	302	736
	計	5	2		112	1,031	222	659	2,031
その他	長 崎				8	155	4	45	212
	佐世保	1			5	33	5	42	86
	計	1			13	188	9	87	298
合計	長 崎	1	2		97	912	154	430	1,596
	佐世保	5			47	353	91	357	853
	計	6	2		144	1,265	245	787	2,449

※「その他」の内訳

拘禁	借金	出産	就労	未婚	経済困窮	迷子	計
4		23	2	1	50		
付き添い看護	措置延長	アフターケア	再判定	証明書発行	浮浪	その他	
26	63	137	46			435	

④ 長崎県における児童虐待相談の処理状況

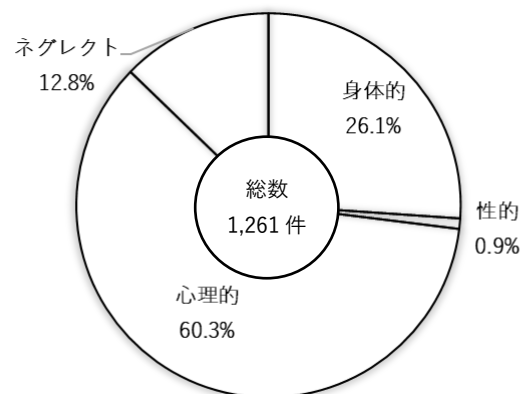
1) 児童相談所（長崎こども・女性・障害者支援センター・佐世保こども・女性・障害者支援センター）

ア 相談種類

令和5年度は1,261件で、前年度の1,084件に比べ177件増加し、過去最多となっている。

内容は、心理的虐待が全体の60.3%で最も多く、次に身体的虐待26.1%、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）12.8%、性的虐待0.9%となっている。

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H24年度	76	11	90	88	265
H25年度	98	9	84	138	329
H26年度	98	10	84	109	301
H27年度	127	24	134	210	495
H28年度	163	21	243	238	665
H29年度	149	10	301	170	630
H30年度	196	11	486	205	898
R1年度	241	21	491	300	1,053
R2年度	245	14	585	174	1,018
R3年度	225	13	585	151	974
R4年度	259	14	648	163	1,084
R5年度	329	11	760	161	1,261

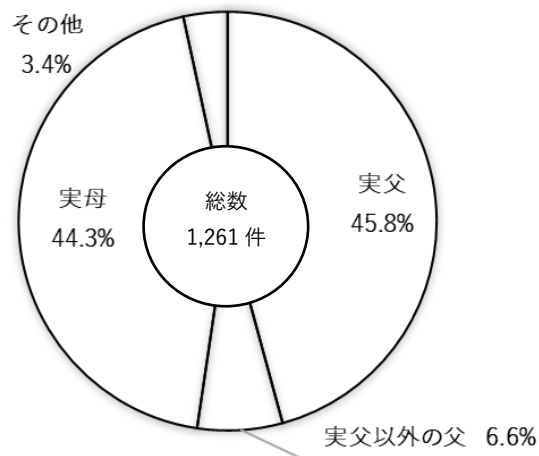


※R5年度は速報値

イ 主たる虐待者

実父が一番多く45.8%となっている。次いで実母が44.3%となっており、実の両親が全体の90.1%を占めている。

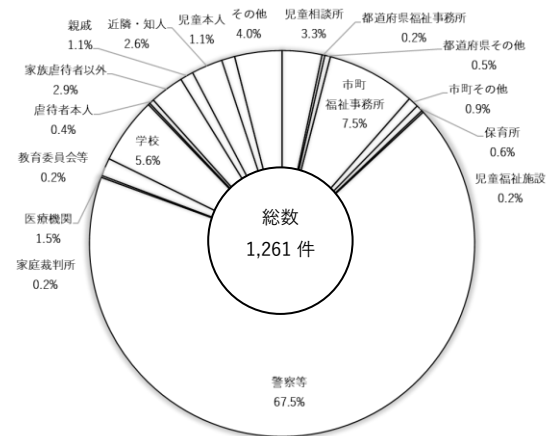
年度	実父	実父以外	実母	実母以外	その他	計
H24年度	67	35	149	4	8	263
H25年度	74	24	215	4	12	329
H26年度	82	26	158	3	32	301
H27年度	145	31	277	1	41	495
H28年度	209	56	349	3	48	665
H29年度	285	43	289	4	9	630
H30年度	455	70	359	5	9	898
R1年度	504	80	446	5	18	1,053
R2年度	482	69	421	8	38	1,018
R3年度	453	82	422	4	13	974
R4年度	549	107	390	1	37	1,084
R5年度	577	83	558	0	43	1,261



ウ 相談経路

警察等からの相談が全体の 67.5%を占めている。ついで市町福祉事務所からの相談 7.5%、学校 5.6%、他の児童相談所が 3.3%となっている。また、近隣・知人からの相談も 2.6%となっており、周囲の見守りが児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている。

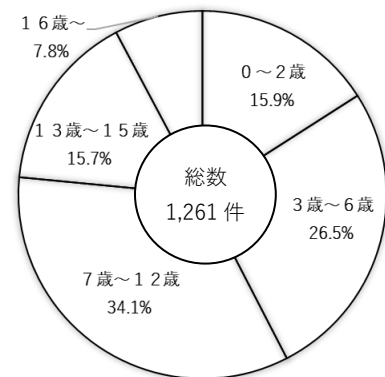
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
児童相談所	29	27	39	35	45	69	81	54	62	42	
都道府県	福祉事務所	4	6	1	1	4	1	4	1	3	
	保健センター										
	その他	3	11	4	4	4	55	15	6	6	
市町	福祉事務所	49	92	133	87	113	96	92	103	80	94
	児童委員	1	3		2						
	保健センター			2			1	1			
	その他	11	34	17	15	19	46	24	14	13	11
保育所	4	3	7	5	9	8	4	3		7	
児童福祉施設	1	3	2	6		3	3	6	3	2	
指定発達支援医療機関			1								
児童家庭支援センター	1						2				
認定こども園			10		1	3	4				
警察等	68	95	195	273	425	509	464	483	692	851	
家庭裁判所			1							2	
保健所			1						2		
医療機関	14	8	10	5	14	27	13	10	16	19	
幼稚園			2	4		1	10				
学校	20	58	54	46	67	54	63	75	75	70	
教育委員会等			2		9	7	6	8	3	2	
里親		1									
児童委員 (虐待の仲介を含む)						3			1		
	虐待者本人	7	8	9	13	15	4	16	3	5	5
虐待者以外	20	33	50	28	43	29	40	11	26	36	
親戚	13	20	19	13	31	36	23	21	15	14	
近隣・知人	35	67	59	57	47	51	37	29	26	33	
児童本人	11	17	11	3	4	9	17	8	9	14	
その他	14	11	31	33	51	38	102	136	55	50	
計	301	495	665	630	898	1,053	1,018	974	1,084	1,261	



エ 被虐待児の年齢

学齢前児童が全体の 42.4%を占めている。抵抗する力が乏しい低年齢の場合、死亡等重大な結果につながる危険性が高く、迅速かつ的確な対応が必要である。

年度	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生・他	計
H26年度	43	56	113	58	31	301
H27年度	54	87	198	101	55	495
H28年度	116	144	239	109	57	665
	0歳～2歳	3歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～	
H29年度	114	130	250	93	41	628
H30年度	171	209	327	144	47	898
R1年度	236	283	353	124	57	1,053
R2年度	214	243	351	142	68	1,018
R3年度	201	222	335	160	56	974
R4年度	209	289	354	141	91	1,084
R5年度	201	334	430	198	98	1,261



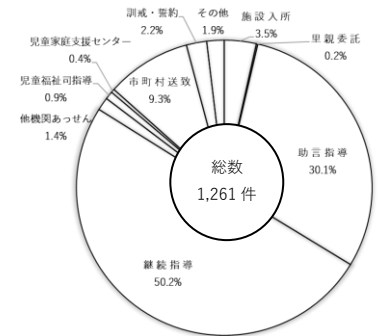
※平成 29 年度から表記を変更しています。

オ 措置内容別処理

施設入所が 44 件、里親委託が 2 件である。これは、保護者のもとで生活させることは不適切との判断からなされるものであり、被虐待児を受け入れ、適切なケアを行う児童福祉施設や里親の役割は一層重要なものとなっている。

継続指導で終了するケースが多いが、これは要保護児童対策地域協議会等を開催し、地域の関係者、関係機関が情報を共有した上で、地域での見守りを依頼し、問題発生時には迅速な対応をとることができるようにして相談を終結したものである。こうした日常の見守りができる地域ネットワークは、今後より一層の強化が求められるところである。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設入所	43	46	53	50	45	63	52	45	26	44
施設通所			1			1		1		
里親委託	11	5	7	6	1	5	3	3	3	2
助言指導	82	228	268	195	213	130	193	190	249	379
継続指導	126	150	260	314	572	711	639	589	649	633
他機関あっせん	13	34	20	11	32	50	30	35	34	18
児童福祉司指導	10	9	19	13	5	19	15	12	5	11
児童家庭支援センター	1		2	1		11	8	7	1	5
市町村送致				1		1		41	63	117
福祉事務所送致等				2	5	6	43			
訓戒・誓約	6	5	6	7	2	12	14	15	19	28
その他	9	18	29	30	23	44	21	36	35	24
計	301	495	665	630	898	1,053	1,018	974	1,084	1,261



2) 市町における児童虐待相談の状況

- ① 受理件数 917 件
- ② 相談種類 (処理件数)

身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
209	6	532	184	931

(2) 保健相談 [受付 0 件 処理 0 件]

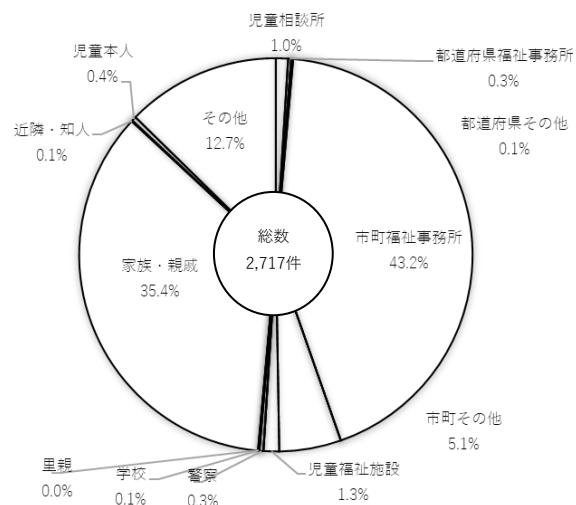
令和 5 年度は相談実績がなかった。

(3) 障害相談 [受付 2,717 件 処理 2,731 件]

① 経路別受付

総件数は、2,717 件で、市町、家族・親戚からの相談が多いが、これは療育手帳等福祉制度に伴う相談によるものである。

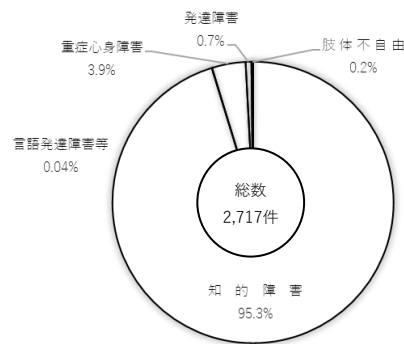
		長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	13	14	27
	福祉事務所	6	1	7
	保健センター	0	0	0
	その他	4	0	4
市町	福祉事務所	869	306	1,175
	保健センター	0	0	0
	その他	78	60	138
児童福祉施設		22	13	35
指定発達支援医療機関		0	0	0
警察		3	6	9
医療機関		0	0	0
幼稚園		0	0	0
学校		0	2	2
教育委員会		0	0	0
里親		1	0	1
家族・親戚		749	214	963
近隣・知人		0	2	2
児童本人		8	2	10
その他		233	111	344
計		1,986	731	2,717



② 内容別受付

知的障害相談が全体の95.3%を占めており、療育手帳等福祉制度に関するものが多い。

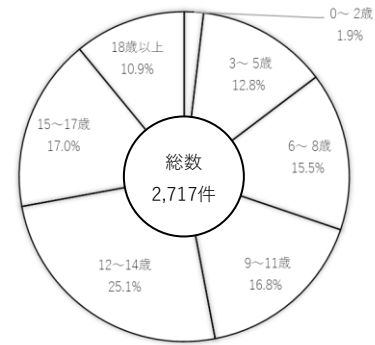
	長崎	佐世保	計
知的障害	1,882	706	2,588
言語発達障害等	1	0	1
重症心身障害	88	17	105
発達障害	11	7	18
肢体不自由	4	1	5
視聴覚障害	0	0	0
計	1,986	731	2,717



③ 年齢別受付件数

12歳～14歳までが最も多く25.1%で、18歳以上については、18歳到達による他機関あつせんの相談が多いために、10.9%となっている。

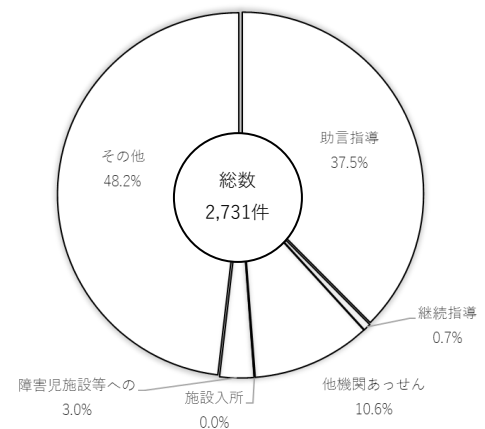
	長 崎	佐 世 保	計
0 ～ 2 歳	44	7	51
3 ～ 5 歳	262	86	348
6 ～ 8 歳	336	86	422
9 ～ 11 歳	323	133	456
12 ～ 14 歳	506	176	682
15 ～ 17 歳	311	150	461
18 歳 以 上	204	93	297
計	1,986	731	2,717



④ 処理別

助言指導は、障害程度の判定や、福祉制度に関する軽易な処理が多い。その他は、IQ 証明書の発行、記載事項変更等である。

		長 崎	佐世保	計
面 接 指 導	助言指導	718	307	1,025
	継続指導	12	6	18
	他機関あつせん	198	91	289
児 童 福 祉 司 指 導				
福 祉 事 務 所 送 致				
市 町 村 送 致				
施 設 入 所		1		1
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約		67	16	83
そ の 他		996	318	1,315
計		1,992	739	2,731

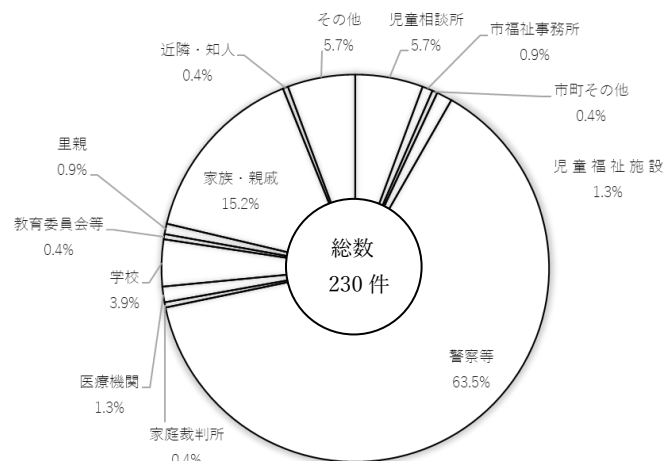


(4) 非行相談〔受付 230 件 処理 221 件〕

① 経路別相談

警察等からの通告が最も多く、家族・親族等からの相談がそれに次ぐが、この2つで78.7%を占める状況である。

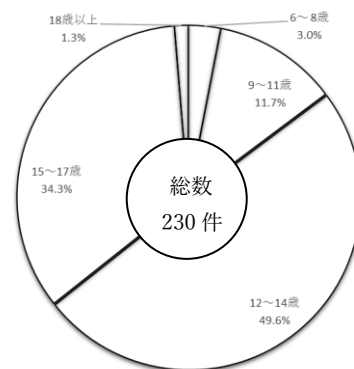
	長 崎	佐世保	計
児 童 相 談 所	9	4	13
県 福 祉 事 務 所			
市 福 祉 事 務 所	2		2
市 町 児 童 委 員			
市 町 そ の 他		1	1
児 童 福 祉 施 設	3		3
児童家庭支援センター			
警 察 等	95	51	146
家 庭 裁 判 所	1		1
保 健 所			
医 療 機 関	2	1	3
学 校	3	6	9
教 育 委 員 会 等		1	1
里 親	1	1	2
家 族 ・ 親 戚	18	17	35
近 隣 ・ 知 人		1	1
児 童 本 人			
そ の 他	4	9	13
計	138	92	230



② 年齢別受付

中学生以上の12~17歳が83.9%で、思春期が大半を占めている。

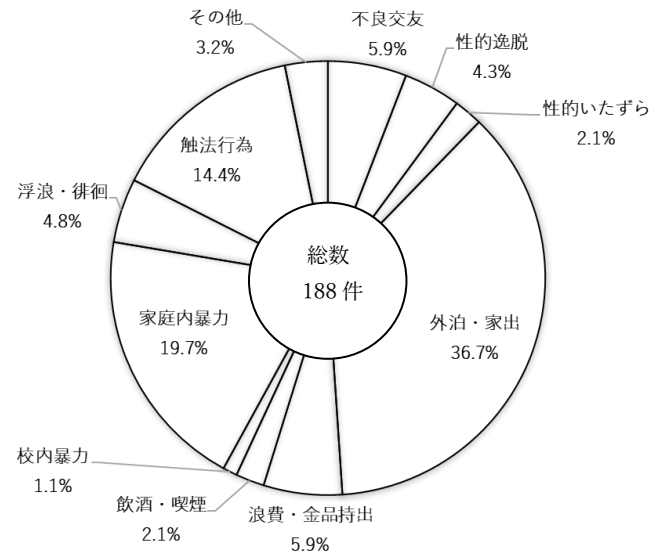
	長 崎	佐 世 保	計
3 ~ 5 歳			
6 ~ 8 歳	6	1	7
9 ~ 11 歳	15	12	27
12 ~ 14 歳	60	54	114
15 ~ 17 歳	56	23	79
18 歳 以 上	1	2	3
計	138	92	230



③ 理由別（処理件数）

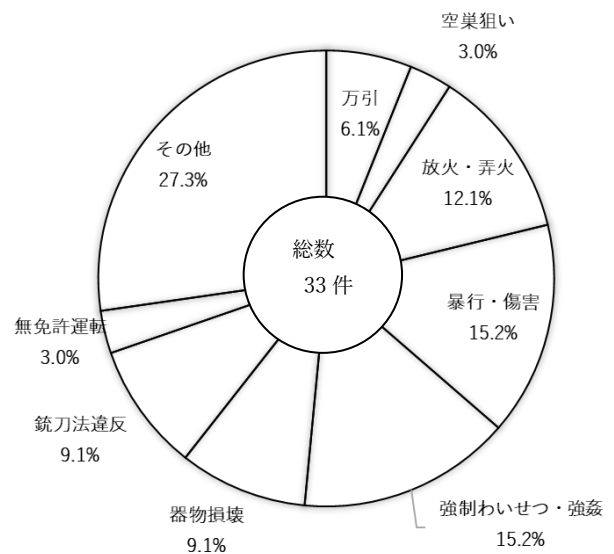
ぐ犯行為では外泊・家出が最も多く 36.7%を占めている。次に家庭内暴力が 19.7%、続いて触法行為が 14.4%である。触法行為があっても、警察署からの通告がない場合は、ぐ犯行為に分類している。

	長 崎	佐世保	計
不 良 交 友	11		11
性 的 逸 脱	6	2	8
性 的 いた ず ら		4	4
外 泊 ・ 家 出	45	24	69
浪 費 ・ 金 品 持 出	4	7	11
飲 酒 ・ 喫 煙	3	1	4
薬 物 使 用			
怠 学			
校 則 違 反			
校 内 暴 力	1	1	2
家 庭 内 暴 力	22	15	37
浮 浪 ・ 徘 徊	7	2	9
触 法 行 為	15	12	27
そ の 他	5	1	6
計	119	69	188



触法行為等は、前年度と比べ7件増加した。多いのは強制わいせつ・強姦、暴行・傷害であり、つづいて放火・弄火となっている。

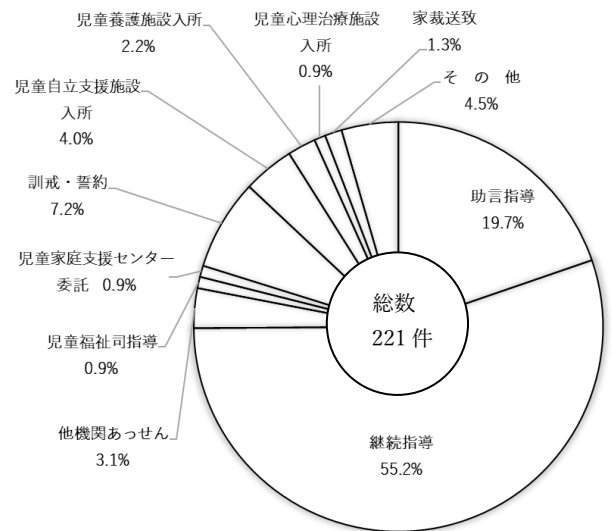
	長 崎	佐世保	計
万 引	1	1	2
乗 物 盗			
車 上 狙 い			
空 巢 狙 い		1	1
店 舗 ・ 学 校 荒 し			
ひ っ た く り			
置 引			
窃 盗 ・ そ の 他			
放 火 ・ 弄 火		4	4
暴 行 ・ 傷 害	3	2	5
恐 喝 ・ 脅 迫			
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	2	3	5
器 物 破 損	2	1	3
詐 欺			
銃 刀 法 違 反	3		3
無 免 許 運 転		1	1
そ の 他	4	5	9
計	15	18	33



④ 処理別

非行の内容と進行がそれほど深刻でないと考えられるものは助言指導（19.9%）で終結している。継続指導や児童福祉司指導、児童家庭支援センター委託といった在宅指導を必要とするものが57%、施設入所を要する深刻なものが7.1%である。

		長 崎	佐世保	計
指 面 導 接	助 言 指 導	28	16	44
	継 続 指 導	77	46	123
	他 機 関 あ っ せ ん	4	3	7
児 童 福 祉 司 指 導			2	2
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 委 託		2		2
訓 戒 ・ 誓 約		7	9	16
施 児 設 童 等 自 入 立 所 支 社 援 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	6	3	9
	児 童 養 護 施 設	2	3	5
	知 的 障 害 児 施 設			
	児 童 心 理 治 療 施 設	1	1	2
	そ の 他 施 設			
児 童 福 祉 施 設 通 所				
家 裁 送 致 (2 7 - 1 - 4)		3		3
障 害 児 施 設 利 用 委 託				
そ の 他		4	6	10
計		134	87	221

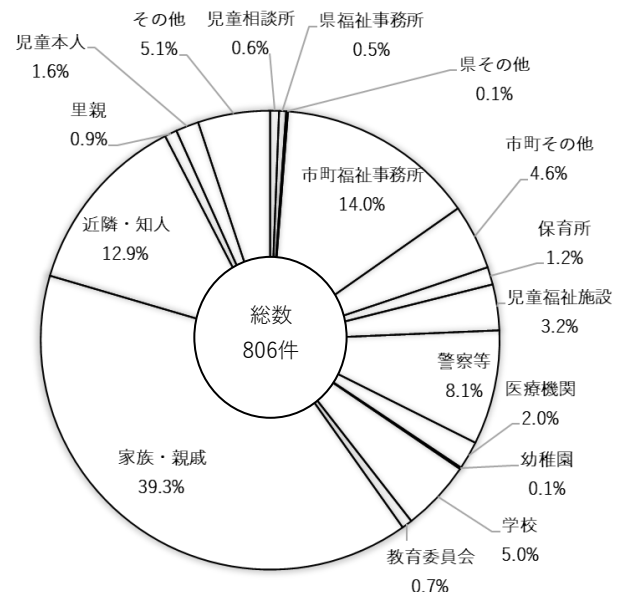


(5) 育成相談〔受付 806件 処理 814件〕

① 経路別受付

家族・親戚からの相談が最も多く、全体の 39.3% を占める。

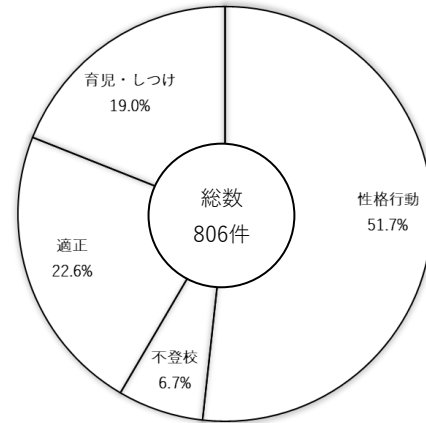
		長 崎	佐世保	計
児 童 相 談 所		2	3	5
県	福 祉 事 務 所	2	2	4
	そ の 他	1		1
市 町	福 祉 事 務 所	70	43	113
	児 童 委 員			
	保 健 セ ン タ ー			
	そ の 他	19	18	37
保 育 所		6	4	10
児 童 福 祉 施 設		18	8	26
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー				
認 定 こ ど も 園				
警 察 等		51	14	65
医 療 機 関		10	6	16
幼 稚 園			1	1
学 校		26	14	40
教 育 委 員 会		4	2	6
家 族 ・ 親 戚		204	113	317
近 隣 ・ 知 人		72	32	104
里 親		6	1	7
児 童 委 員 (通 告 仲 介 含 む)				
児 童 本 人		10	3	13
そ の 他		31	10	41
計		532	274	806



② 内容別受付

性格行動の相談が最も多く、全体の 51.7% を占めている。

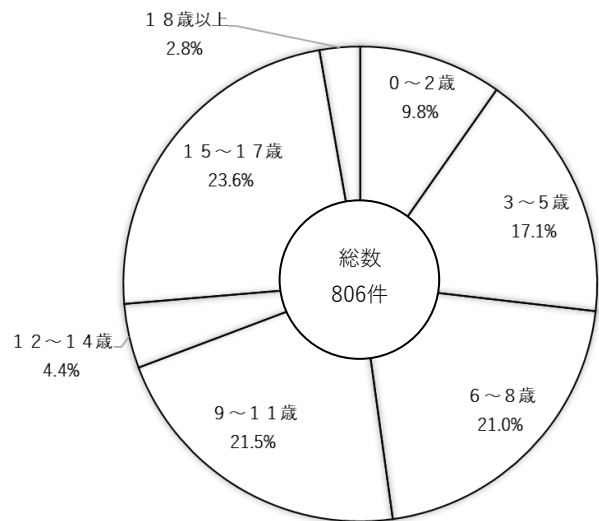
	長 崎	佐世保	計
性 格 行 動	290	127	417
不 登 校	32	22	54
適 性	116	66	182
育 児・し つ け	94	59	153
計	532	274	806



③ 年齢別受付

15～17 歳の相談が最も多く 23.6% を占める。この年代は同年齢児同士の横のつながりができ、行動範囲が広がっていくことと関係していると思われる。

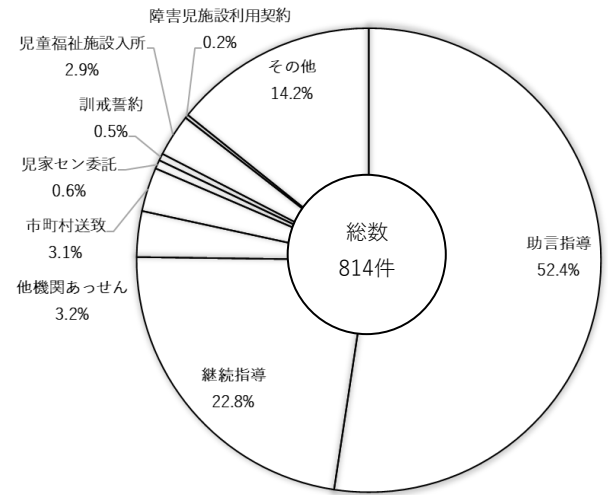
	長 崎	佐世保	計
0 ～ 2 歳	35	25	60
3 ～ 5 歳	76	29	105
6 ～ 8 歳	85	36	129
9 ～ 11 歳	103	41	132
12 ～ 14 歳	145	82	227
15 ～ 17 歳	75	57	132
18 歳 以上	13	4	17
計	532	274	806



④ 処理別

助言指導が 52.4% を占めているが、これは電話による相談について、その電話で助言を行うことにより終結するものが多い結果である。

		長 崎	佐世保	計
面 接 指 導	助 言 指 導	277	150	427
	継 続 指 導	125	61	186
	他 機 関 あ つ せ ん	21	5	26
市 町 村 送 致		19	6	25
福 祉 事 務 所 送 致				
児 家 セ ン 委 託		5		5
訓 戒 誓 約		4		4
児 童 福 祉 施 設 入 所		17	7	24
児 童 福 祉 施 設 通 所				
里 親 委 託				
障 害 児 施 設 利 用 契 約		2		2
そ の 他		70	46	116
計		539	275	814



4 巡回相談

離島や交通の不便な地域に居住していて、児童相談所に来所することが困難な方のために、巡回による相談を実施している。

巡回相談の内容は、一般相談、1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査及び同事後指導、療育手帳判定である。

なお、離島の療育手帳の判定業務は離島保健所の兼務職員が行っており、療育手帳欄の（ ）内の数がその件数である。

令和5年度巡回相談実施件数

	一 巡 回 相 談	1 歳 6 か 月 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	1 歳 6 か 月 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査 事 後 指 導	3 歳 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	3 歳 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査 事 後 指 導	療 育 手 帳	計
長 崎 市							
島 原 市							
諫 早 市						1	1
大 村 市						1	1
五 島 市						15(15)	15(15)
西 海 市							
雲 仙 市							
南 島 原 市							
西 彼 杵 郡							
南 松 浦 郡						8(8)	8(8)
管 外						1	1
長 崎 支援センター計						26(23)	26(23)
佐 世 保 市							
平 戸 市							
松 浦 市							
対 馬 市						29(29)	29(29)
壱 岐 市						29(29)	29(29)
東 彼 杵 郡							
北 松 浦 郡							
管 外							
佐 世 保 支援センター計						58(58)	58(58)
県 計						84(81)	84(81)

注) () は離島保健所の兼務職員による判定を再掲

5 療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに各種援助措置を受けやすくなるなど、福祉の増進に資することを目的とした制度で、知事（判定機関取扱）から交付される。

児童相談所においては、保護者からの申請に基づいて、対象児の障害程度を判定し、さらに対象児童の年齢・障害程度に応じてその再判定を行っている。令和5年度末現在における療育手帳所持者数は13,955名で、このうち18歳未満の児童は2,902名となっている。

令和5年度の判定件数は以下のとおりである。

令和5年度 療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数

	交 付 判 定							再 判 定							合 計
	A1	A2	B1	B2	非 該 当	取 下 げ	計	A1	A2	B1	B2	非 該 当	取 下 げ	計	
長 崎	27	41	97	174	39	10	388	88	73	80	111	12	1	365	753
佐世保	12	25	27	101	21	2	188	35	16	24	51	7	0	133	321
計	39	66	124	275	60	12	576	123	89	104	162	19	1	498	1074

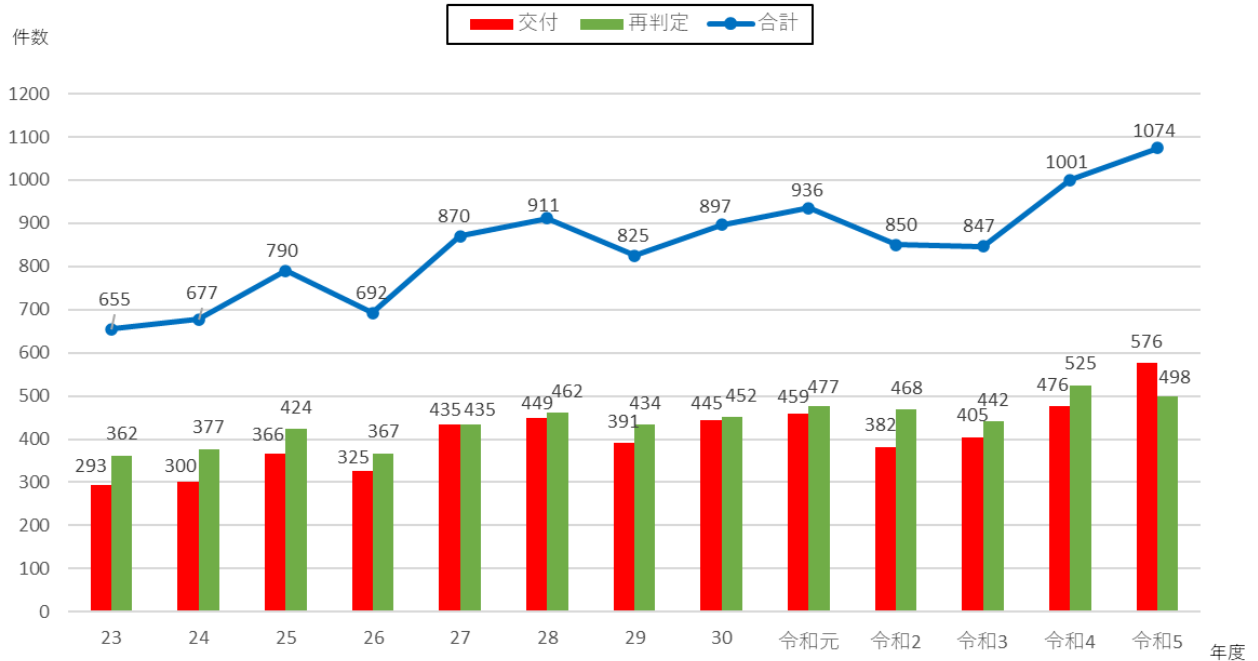
注) 障害程度＝最重度：A1 重度：A2 中度：B1 軽度：B2

判定件数は近年高い値で推移している。経年表は以下のとおりである。

療育手帳の交付及び再判定の実施件数

年度		25	26	27	28	29	30	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
		交 付	長 崎	237	211	306	325	281	291	305	245	275
佐世保	129		114	129	124	110	154	154	137	130	130	188
計	366		325	435	449	391	445	459	382	405	476	576
再 判 定	長 崎	302	274	326	342	317	323	341	338	315	387	365
	佐世保	122	93	109	120	117	129	136	130	127	138	133
	計	424	367	435	462	434	452	477	468	442	525	498
合計		790	692	870	911	825	897	936	850	847	1001	1074

療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数の年度推移



6 判定業務

児童心理司は、相談・通告のあった子どもや保護者との面接や行動観察、心理検査等を実施し、心理診断を行う。心理診断は、子どもの発達の状態や心理状態を把握し、今後の援助の内容や方針を決定することを目的とする。また、判定及び援助方針決定に基づき、必要に応じて、児童心理司が子どもや保護者に対して、継続的な面接により心理療法、カウンセリング等を行っている。

(1) 心理診断の目的

- ・ 子どもの施設入所や、通所による継続指導にあたっての援助指針の立案
- ・ 相談に訪れた保護者等への助言、指導を行うための心理学的観点からの見立て
- ・ 施設入所中の子どもの再判定による援助指針の再検討
- ・ 療育手帳など福祉施策利用のための判定

(2) 心理検査

心理検査は、知能・発達検査（ビネー式、ウェクスラー式、遠城寺式、K-ABC など）や人格検査（SCT、Y-G、描画テストなど）、その他親子関係や社会性の診断など様々な検査を実施している。

(3) 心理療法・カウンセリング

情緒や性格上の問題、神経症的な習癖や不登校等、主として心因性の複雑困難な問題のあるケース及び虐待ケース等の子どもと保護者に一定期間定期的に通所してもらい、児童心理司、児童福祉司、精神科の医師等が遊戯療法やカウンセリングなどを行っている（詳しくはP47表7を参照のこと）。また、非行児童に対しては、心理教育として再非行防止プログラム等を実施している。

なお、平成16年度より保護者の養育技術向上のため、保護者を対象としたペアレント・トレーニング等を実施している。

(4) 児童および保護者への支援プログラム

① 保護者等へのカウンセリング

<目的>

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていたことから、児童福祉司、児童心理司等による支援に加えて、精神科等の医師や臨床心理士の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。

<精神科医等への協力依頼事項>

- ・ 被虐待児及びその保護者に対する医学診断
- ・ 関係職員等への助言
- ・ 心理療法を担当する職員への助言指導及び保護者等へのカウンセリング
- ・ その他、児童相談所職員等の研修及び職員との意見交換

<実績>

【長崎こども・女性・障害者支援センター】

ア 実施日時

毎月第1、第3月曜日午後、第2水曜日午後

イ 今年度実施状況

- ・ 実施回数 32回
- ・ 対象児童 実人員 0名
- ・ 対象保護者 実人員 21名
- ・ 関係機関及び担当職員へのコンサルテーション 実人員 6名
- ・ 実施延回数 78回

カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
児童											0名
保護者	3	8	1	2	3	2	1	1			21名
関係機関職員	6										6名

ウ 事業の効果

保護者がカウンセリングを受けることによって、自分自身を振り返り、より安定した親子関係を築こうと努力する等の良い変化が得られている。また、児童がカウンセリングを受けることにより、児童本人の情緒の安定による家族関係の変化や、より効果的な保護者への助言や支援につなげることができた。対象21名のうち5名は精神的安定が図れた等の改善が見られ終結に至り、5名は中断となっている。残る11名については次年度継続予定である。

今後も家族再統合プログラムの一環として本事業を実施し、家族再統合に向けた積極的な支援を行っていく。

【佐世保こども・女性・障害者支援センター】

ア 実施日時

毎月第1月曜日、第3水曜日午後

イ 今年度実施状況

- ・実施回数 19回
- ・対象児童 実人員1名
- ・対象保護者 実人員8名
- ・実施延回数 38回

カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
児童			1										1名
保護者	2		3			1			1			1	8名

ウ 事業の効果

精神科医等によるカウンセリングを実施することにより、保護者自身が養育姿勢を含む不適切な対応の振り返りができたり、育児ストレスの軽減につながったり等の効果が見られた。令和5年度においては、9名を対象にカウンセリングを行ったが、精神的な安定が図られた等による終結が5名、残る4名については次年度継続して実施する予定である。

引き続き、家族再統合プログラムの一環として本事業を実施することにより、家族再統合に向けた家族への支援を推進する。

② その他支援プログラム

＜目的＞

虐待を受けた子どもの権利及び良好な家庭環境を保障するためには保護者への専門的な指導・支援を必要とするため、ペアレント・トレーニング等を実施する。また、児童への支援として、対人コミュニケーションの苦手さのある児童を対象としたソーシャル・スキルズ・トレーニング（社会生活技能訓練、以下 SST と表現）を実施したり、一時保護した児童に対して、集団 SST を実施している。非行問題を抱える児童に対しては再非行防止プログラムの方法を取り入れ、積極的な支援を行うことで、児童福祉施設に入所中の子どもの家庭復帰又は在宅指導中の子どもの養育改善や子ども自身の問題行動の改善を図る。

＜事業の内容＞

- ア 専門的な援助を必要とし、児童相談所に定期的な来所が可能である保護者を対象に、ペアレント・トレーニング等を実施する。
- イ 対人コミュニケーションの苦手さのある子どもを対象とした個別 SST、一時保護児童を対象にした集団 SST を実施する。
- ウ 非行少年を対象に再非行防止プログラムを実施する。

＜事業の対象者＞

援助方針会議及び判定会議において、本事業対象ケースとして認定した者。

<実績>

【長崎こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニングは、8ケース（入所中4、在宅4）の保護者13名を対象として、個別で実施し実施延人数としては、63人（関係者含む）であった。

実績としては、8ケースの内、最終までプログラムを終えて終了したものが5ケース、次年度へ継続するものが3ケースである。

個別SSTの実施は3ケースで、すべてのケースが令和5年度で終了した。全体の実施延回数は5回である。一時保護児に対する集団SST及び集団心理療法等は延人数238名、実施延回数29回である。

再非行防止プログラムについては、11ケースで実施延回数50回である。

【佐世保こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニング等の保護者支援プログラムは、6ケース（入所中2、在宅4）の保護者延46名を対象として実施した。実績としては6ケースのうち、最終までプログラムを終えて終了したものが2ケース、保護者の受講意欲の低下などの理由から中断となったものが3ケース、来年度継続するものが1ケースである。

一時保護児に対する集団SSTは実人数65名、実施延人数100名である。

7 児童福祉司等の指導

虐待者である保護者や非行児等に対して、ある程度長期にわたる継続的な指導を必要とする場合に、在宅のまま専門的な指導を行っている。

具体的には、児童福祉司などが家庭訪問のうえ児童に対する面接指導や保護者に対する助言指導を行ったり、必要に応じて児童相談所への来所を促し、助言指導等による支援を実施している。

また、児童家庭支援センターへ指導を委託する場合もある。

令和5年度 取扱ケース数

児相	区分	児童福祉司	児童家庭支援センター	市町	計
長	崎	12	26	0	38
佐	世保	5	0	0	5
	計	17	26	0	43

8 児童福祉施設等入所・通所・委託

児童相談所が入所措置等を行う県内設置の児童福祉施設等は32か所、入所定員1,305人(通所15人含む)である。令和6年4月1日現在、県外の施設を含めて入所措置等をしている総数は540人、うち障害児施設に契約で入所している児童数は54人である。

令和5年度に児童福祉施設へ入所措置した件数は91件であった。

なお、施設に入所した児童の保護・療育等に要する経費については、全額国と県が支弁するが、扶養義務者はその世帯の課税額に応じて定められた負担金を月々県に納入することになっている。

注) 障害者自立支援法の施行に伴い、障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)は、平成18年度10月から、措置から契約方式に変更された。それに伴い、利用者負担の仕組みも変更された。

さらに平成24年4月から児童福祉法及び障害者自立支援法が一部改正されたことにより、支援の実施主体や施設体系等が大幅に変更されている。

児童福祉施設(県内)等の対象と目的

施設の種類	施設目的及び対象者
乳児院	乳児(満1歳に満たない者)と種々の理由により特に必要のある場合には小学校就学前までの幼児を入院させて、これを養育する。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護する。
児童心理治療施設	心理的困難や苦しみを抱え、日常生活の多岐にわたって生き辛さを感じて心理治療を必要とする児童を入所または通所させて治療を行う。
福祉型障害児入所施設	障害児を入所により、これを保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	医療が必要な障害児を入所により、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
児童自立支援施設	不良行為を行い、又は行うおそれがある児童及び生活指導を要する児童を入所又は通所させてこれに必要な指導を行い自立を支援する。
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う。
ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	家庭的な環境の下で、要保護児童に対し、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

9 里親制度に関すること

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。平成21年4月の制度改正により、養育里親（一般の養育里親と専門里親）と養子縁組によって養親となることを希望する養子縁組里親、親族里親の3つに分けられた。

小規模住居型児童養育事業は、住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するものである。

平成24年3月の児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインの改正により、社会的養護を必要とするすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましいとされた。この里親委託優先の原則に基づき、新規里親の開拓と里親委託を推進してきた結果、令和6年3月31日現在での委託率は19.1%となっている。施設と同様、社会的養護を担い、児童を家庭的な雰囲気の中で育てるところに特色がある。

$$\text{※ 委託率} = \frac{\text{里親及びファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院+児童養護施設+里親・ファミリーホームの入所・委託児童数}}$$

(1) 令和5年度 里親及び委託児童数

	認定・登録里親数				児童委託里親数				委託児童数				
									里親				ファミリーホーム
	前年度末	新規	削除	年度末	前年度末	新規	解除	年度末	前年度末	新規	解除・変更	年度末	年度末
長崎	151	13	11	153	33	12	10	35	42	12	7	42	16
佐世保	61	3	6	59	17	2	5	14	21	2	7	16	6
計	212	16	17	212	50	14	15	49	63	14	14	58	22

(2) 令和5年度里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童

令和5年度 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童（長崎C管内）

	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)												年度末現在委託児童数	
	児童福祉施設	家庭	その他	計	解除						変更							
					家庭引き取り	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設	家庭	その他	計		
里親に委託された児童	11	2	1	14	1	2	0	0	0	2	5	10	7	1	1	9	58	
里親の種類	養育里親	8	0	1	9	1	0	0	0	0	1	3	5	6	1	0	7	40
	専門里親	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	
	親族里親	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	13	
	縁組里親	2	2	0	4	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	
ファミリーホーム	1	4	0	5	1	0	0	0	0	3	2	6	1	0	0	1	22	

令和5年度 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(佐世保C管内)

	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)	措置を解除又は変更された児童数(年度中)																年度未現在委託児童数
		解除											変更					
		児童福祉施設	家庭	その他	計	家庭引き取り	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設	家庭	その他	計	
里親に委託された児童	1	0	1	2	1	2	0	0	0	0	0	3	3	1	0	4	16	
里親の種類	養育里親	1	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1	3	1	0	4	11	
	専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	親族里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	縁組里親	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
ファミリーホーム	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	6	

(3) 里親等への支援

現に子どもを委託されている里親等からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行い、里親等を定期的に家庭訪問し子どもの状態を把握したり、里親等へ助言を行っている。

① 里親支援員の配置

里親等の支援関係機関との連絡調整や里親に対する支援を行うとともに、里親等への委託を推進するため、長崎こども・女性・障害者支援センターに3名、佐世保こども・女性・障害者支援センターに1名配置。

② レスパイト・ケアの実施状況

	世帯数	実施回数(延)	人数(延)	実施先	
				児童福祉施設	里親・ファミリーホーム
長崎	9	29	29	8	4
佐世保	6	25	6	2	0

③ 里親等への訪問支援

里親家庭、ファミリーホームへの訪問支援回数 (長崎) 195回 (佐世保) 76回
 訪問里親、ファミリーホーム数 (長崎) 42世帯 (佐世保) 18世帯

(4) 里親育成支援事業

<目的>

社会的養護が必要な児童の養育について、より家庭的な環境（里親等）での養育を推進するため、新規里親確保のための出前講座等の広報啓発や、里親の資質向上のための総合的な研修を行うことにより、里親制度の周知啓発、新規里親の獲得や虐待を受けた経験や障害のある児童など養育が難しい児童等に対応する里親の養育技術の向上を図る。

※長崎県が長崎県里親育成センター「すくすく」へ委託

<事業内容>

里親制度出前講座などの広報啓発活動、研修会の実施、登録里親や関係機関との連絡調整等

① 義務的研修

養育里親研修に両センターから参加

<養育里親基礎研修>

年2回（令和5年5月21日、令和5年10月14日）

<里親登録前研修>

年2回（令和5年6月10～11日、令和5年11月29日）

<養育里親更新研修>

年2回（令和5年9月14日、令和6年1月27日）

<専門里親更新研修>

年1回（令和5年9月3日）

② 独自研修

<里親研修会>

・令和5年10月14日

<里親勉強会>

・令和5年9月30日

・令和5年12月2日

・令和6年2月3日

<未委託里親プログラム>

・令和5年7月23日

・令和6年2月18日

(5) その他

・里親委託等推進委員会

里親制度の社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援を総合的に推進する目的で設置

里親支援実務者会議（調整機関：両センター）の開催 12回

里親支援個別会議 長崎センター 4回 佐世保センター 9回

10 一時保護

児童の相談に対し、適切な援助を行うために、必要に応じて一時保護を行う。その目的は大きく次の三つに分けられる。

(1) 緊急保護

棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者や宿所がないために保護を必要とする場合、虐待、放任等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしたりそのおそれがある場合、一定の重大事件に係る触法少年と考えられること等のため警察から通告があった場合、または少年法第6条の6第1項に基づき送致があった場合等に行う。

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、その子どもの日常生活における対人関係、学習態度、作業態度、健康状態、生活習慣等について、十分な行動観察や生活指導を行う必要がある場合等に行う。

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると診断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格・環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合に行う。

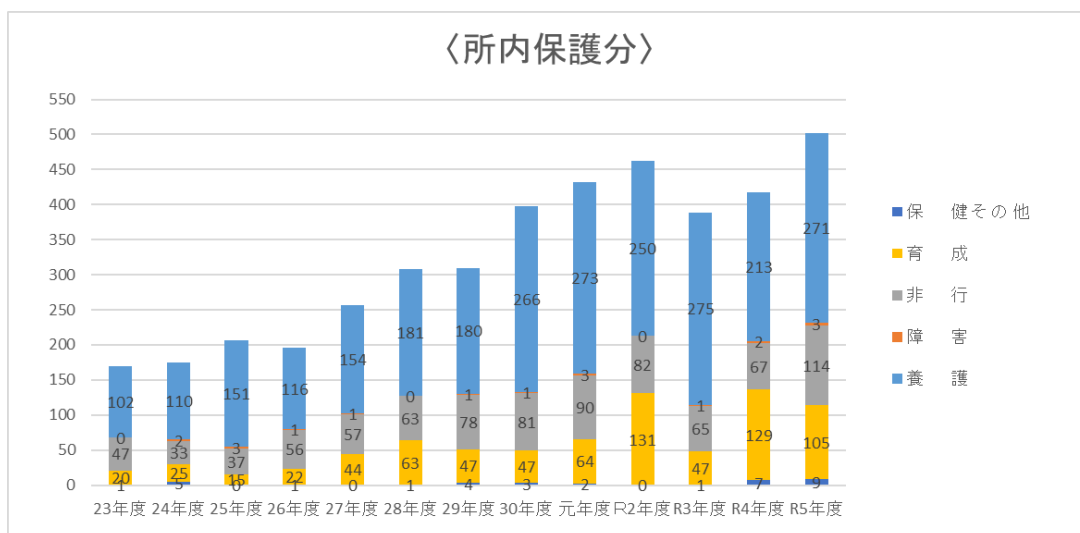
一時保護は、原則として児童相談所に附設されている「一時保護所」において行うが、緊急保護の場合は、児童福祉施設や警察などの関係機関に委託することもある。

一時保護所は、子どもが安定した生活をする場でもあり、生活指導、学習指導、集団指導等については、児童福祉施設に準じた運営がなされている（日課表を長崎・佐世保各々作成している）。

令和5年度に一時保護を行った総人員は1,383人で、このうち一時保護所において保護した児童は502人となっている（前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く）。

一日平均保護人員は21.1人、一人平均保護日数は15.2日である。

委託保護した児童は881人、児童福祉施設の18ヶ所へ400人、医療機関等へ37人、里親等へ94人、警察署へ290人、その他60人となっており、全委託日数15,041日であった。



() 統計資料

表 1	相談別受付件数の年度推移	37
表 2	経路別受付件数の年度推移	38
表 3	相談別・経路別受付件数	39
表 4 - 1	相談別・年齢別受付件数(県計)	40
表 4 - 2	相談別・年齢別受付件数(長崎)	41
表 4 - 3	相談別・年齢別受付件数(佐世保)	42
表 5	処理件数の年度推移	43
表 6 - 1	相談別・処理件数(県計)	44
表 6 - 2	相談別・処理件数(長崎)	45
表 6 - 3	相談別・処理件数(佐世保)	46
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数	47
表 8	措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数	47
表 9	児童福祉施設種別措置入所児の年度推移	48
表 10	一時保護児童の年度推移(所内保護分)	49
表 11	相談別・処理別一時保護児童数(所内保護分)	50
表 12	年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数(所内保護分)	51
表 13	一日平均保護人員及び一人平均保護日数(所内保護分)	51
表 14	保護期間別一時保護児童数(所内保護分)	52
表 15	委託先別一時保護児童数(委託保護分)	52

表1 相談別受付件数の年度推移

年度	相談種別 児相	養護		保 健	障 害							非 行		育 成				そ の 他	計
		児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	く ろ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け			
27	長崎	308	462	9	1		11	76	1,482	12	112	45	344	65	54	184	692	3,857	
	佐世保	298	410	1	1		11	76	1,481	8	99	45	153	40	43	159	193	3,018	
	計	186	346	6	2			25	429	57	16	78	47	20	60	61	1,333		
		149	251	1	1			23	425	44	15	47	24	20	37	23	1,060		
	計	494	808	15	3	0	11	101	1,911	12	169	61	422	112	74	244	753	5,190	
		447	661	2	2	0	11	99	1,906	8	143	60	200	64	63	196	216	4,078	
28	長崎	339	829	26	3		11	72	1,329	9	134	20	309	49	76	141	1,035	4,382	
	佐世保	338	661	13	3		11	72	1,329	9	127	20	155	43	73	108	184	3,146	
	計	305	349	7	3			21	525	6	93	9	119	63	34	55	100	1,689	
		298	332	5	3			21	522	5	87	9	105	50	31	50	57	1,575	
	計	644	1,178	33	6	0	11	93	1,854	15	227	29	428	112	110	196	1,135	6,071	
		636	993	18	6	0	11	93	1,851	14	214	29	260	93	104	158	241	4,721	
29	長崎	383	841	14	4	1	5	65	1,347	20	115	25	270	61	26	142	550	3,869	
	佐世保	382	658	6	4	1	5	65	1,346	8	112	25	147	51	22	112	249	3,193	
	計	305	312	2	2			17	516	5	79	9	66	42	32	15	93	1,495	
		300	289	1				17	516	2	75	8	59	33	32	13	56	1,401	
	計	688	1,153	16	6	1	5	82	1,863	25	194	34	336	103	58	157	643	5,364	
		682	947	7	4	1	5	82	1,862	10	187	33	206	84	54	125	305	4,594	
30	長崎	527	867	4	5	1	2	44	1,368	28	122	21	280	66	46	192	460	4,033	
	佐世保	521	734	2	5	1	2	44	1,368	20	113	21	178	37	39	150	289	3,524	
	計	365	342	0	4	0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	102	1,741	
		365	342	0	4	0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	98	1,737	
	計	892	1,209	4	9	1	2	59	1,954	35	207	42	387	97	82	232	562	5,774	
		886	1,076	2	9	1	2	59	1,954	27	198	42	285	68	75	190	387	5,261	
31	長崎	616	772	13	4	3	4	72	1,416	33	116	11	237	54	95	220	479	4,145	
	佐世保	609	731	5	4	3	4	72	1,415	28	112	11	177	49	94	202	390	3,906	
	計	412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972	
		412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972	
	計	1,028	1,179	15	5	3	4	83	2,061	43	199	20	370	78	160	286	583	6,117	
		1,021	1,138	7	5	3	4	83	2,060	38	195	20	310	73	159	268	494	5,878	
2	長崎	684	782	7	1	1	4	56	1,337	27	88	24	385	51	96	251	418	4,212	
	佐世保	639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968	
	計	306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790	
		306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790	
	計	990	1,086	7	1	1	4	72	1,913	57	196	35	517	80	149	318	576	6,002	
		945	954	3	2	0	1	66	2,214	39	180	22	495	63	107	212	455	5,758	
3	長崎	646	671	5	2	0	1	50	1,638	13	73	11	400	41	58	325	382	4,316	
	佐世保	639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968	
	計	355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816	
		355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816	
	計	1,001	1,024	8	2	0	2	61	2,232	18	144	25	518	71	108	377	541	6,132	
		994	1,003	6	2	0	2	61	2,232	14	143	25	481	64	104	197	456	5,784	
4	長崎	689	792	0	2	0	0	66	1,432	17	89	18	351	20	74	158	437	4,145	
	佐世保	374	431	2	0	0	1	16	592	5	86	8	107	33	39	43	240	1,977	
	計	1,063	1,223	2	2	0	1	82	2,024	22	175	26	458	53	113	201	677	6,122	
5	長崎	949	685	0	4	0	1	88	1,882	11	118	20	290	32	116	94	397	4,687	
	佐世保	379	495	0	1	0	0	17	706	7	74	18	127	22	66	59	162	2,133	
	計	1,328	1,180	0	5	0	1	105	2,588	18	192	38	417	54	182	153	559	6,820	

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表2 経路別受付件数の年度推移

年度	経路 児相	児童 相談 所	都 道 府 県	市 町	指 定 児 童 医 療 社 機 施 関 設	セ ン タ ー 支 援	児 童 家 庭 支 援 等	警 察 等	認 定 こ ど も 園	家 庭 裁 判 所	保 健 所 及 び 医 療 機 関	学 校 等	里 親	(児 童 の 仲 介 員)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
27	長崎	62	24	1,034	209		161		10	14	98	27			1,228	144	67	791	3,869
		26	23	1,033	209		161		10	12	98	27			929	133	35	298	3,030
	佐世保	26	24	432	118	1	52		3	12	64	11	1	1	383	82	20	104	1,333
	計	23	18	374	115		42		3	7	34	11	1	1	252	61	18	101	1,060
		88	48	1,466	327	1	213	0	13	26	162	38	1	1	1,611	226	87	895	5,202
		85	41	1,407	324	0	203	0	13	19	132	38	1	1	1,181	194	53	399	4,090
28	長崎	74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33			1,265	129	47	1,163	4,374
		74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33			895	118	36	319	3,138
	佐世保	46	20	482	129		147		4	18	107	17			409	112	39	159	1,689
	計	45	20	481	129		142		4	18	106	17			338	96	22	157	1,575
		120	50	1,493	350	1	412	1	11	54	198	50	0	0	1,674	241	86	1,322	6,063
		119	50	1,492	350	1	407	1	11	54	197	50	0	0	1,233	214	58	476	4,713
29	長崎	84	17	1,053	218	3	344		6	26	104	27			1,198	142	47	591	3,860
		84	17	1,053	218	3	344	0	6	26	103	27	0	0	842	138	33	290	3,184
	佐世保	38	11	419	96		211			4	77	20	1	1	347	77	16	178	1,495
	計	38	10	417	96		208			4	75	20	1	1	286	69	2	175	1,401
		122	28	1,472	314	3	555	0	6	30	181	47	1	1	1,545	219	63	769	5,355
		122	27	1,470	314	3	552	0	6	30	178	47	1	1	1,128	207	35	465	4,585
30	長崎	85	24	1,035	243	3	472	1	7	34	116	28			1,260	162	48	482	4,000
		85	24	1,035	243	3	472		7	34	115	28			904	158	34	181	3,323
	佐世保	68	20	460	107		313		1	5	73	23			421	63	23	164	1,741
	計	68	20	460	107		313		1	5	73	23			421	62	20	164	1,737
		153	44	1,495	350	3	785	1	8	39	189	51	0	0	1,681	225	71	646	5,741
		153	44	1,495	350	3	785	0	8	39	188	51	0	0	1,325	220	54	345	5,060
31	長崎	124	95	1,139	191	1	569	3	8	47	109	51	4	4	1,096	227	58	401	4,123
		124	95	1,139	191	1	567	3	8	46	109	51	4	4	977	216	36	317	3,884
	佐世保	66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0	0	420	70	25	215	1,972
	計	66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0	0	420	70	25	215	1,972
		190	123	1,698	319	1	936	3	11	72	161	65	4	4	1,516	297	83	616	6,095
		190	123	1,698	319	1	934	3	11	71	161	65	4	4	1,397	286	61	532	5,856
2	長崎	130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0	0	1,045	185	95	535	4,209
		130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0	0	876	178	39	427	3,869
	佐世保	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1	1	380	91	31	167	1,790
	計	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1	1	380	91	31	167	1,790
		207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	42	1	1	1,425	276	126	702	5,999
		207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	42	1	1	1,256	269	70	594	5,659
3	長崎	72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	29	0	0	1,252	162	31	569	4,324
		72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	29	0	0	997	157	24	488	3,976
	佐世保	74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0	0	395	94	18	189	1,816
	計	74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0	0	395	94	18	189	1,816
		146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	34	0	0	1,647	256	49	758	6,140
		146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	34	0	0	1,392	251	42	677	5,792
4	長崎	77	24	1,147	247	4	889	1	8	38	130	51	0	0	917	192	39	354	4,118
	佐世保	85	11	521	118	0	380	0	1	16	72	35	0	0	432	71	39	196	1,977
	計	162	35	1,668	365	4	1,269	1	9	54	202	86	0	0	1,349	263	78	550	6,095
5	長崎	92	39	1,256	234	2	1,005	0	4	43	127	43	0	0	1,245	135	45	417	4,687
	佐世保	64	17	603	103	0	411	0	3	27	73	30	0	0	496	95	30	181	2,133
	計	156	56	1,859	337	2	1,416	0	7	70	200	73	0	0	1,741	230	75	598	6,820

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表3 相談別・経路別受付件数

	相談種別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
		児童虐待	その他		不 自 由 体	障 視 障 害	障 視 障 害	言 語 障 害	心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	行 為 等 犯	行 為 触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性		
児童相談所	長佐計	23	29					1	12		9		2				16	92
	計	17	15					1	14		4		3				11	64
		40	44					1	26		13		5				27	156
都道府県	長佐計	1	4		1				5			1		1			2	15
	計	1	12						1				1		1		1	17
	保健センター	2	16		1				6				1	1	1	1	3	32
	その他	6	4					1	3		1		1				8	24
		6	4					1	3		1		1				8	24
市町	長佐計	72	76		2			25	840	2	2		19	3	36	12	35	1,124
	計	35	84					6	300				11	2	27	3	11	479
	児童委員	107	160		2			31	1,140	2	2		30	5	63	15	46	1,603
	保健センター																	
		2	21					3	74	1		7		10	2	12	132	
		10	31					3	57		1	6	5	7		4	124	
		12	52					6	131	1	1	13	5	17	2	16	256	
		7	3									1			5	1	14	
		7	3									1			4	1	7	
		1	166					5	17		3	7		11		10	220	
		1	75		1			5	12		3	5		1	2	10	96	
		1	241		1			5	29		3	12		12	2	10	316	
指定発達支援医療機関	長佐計																	
認定子ども園	長佐計																	
児童家庭支援センター	長佐計		2															2
			2															2
		651	36						3	75	20	48				3	169	1,005
		251	34						6	35	16	12			2	55	411	
		902	70						9	110	36	60			5	224	1,416	
家庭裁判所	長佐計	2	1							1						1	4	
			1													2	3	
		2	1							1						3	7	
医療機関	保健所	長佐計	1															1
	計		1															1
		11	16							2		5			5	4	43	
		7	7							1		5			1	5	26	
		18	23							3		10			6	9	69	
学 校	幼稚園	長佐計	1												1		2	
			1												1		2	
		52	28							3		24	2			9	118	
		20	20						2	5	1	14				4	66	
		72	48						2	8	1	38	2		13	184		
		2	3									4				1	9	
			1							1			2			1	5	
		2	4							1		4	2			1	14	
			31						1			4			2	4	43	
			28									1					30	
			59						1			5			2	4	73	
児童委員(通告の仲介含む)	長佐計																	
家族・親戚	長佐計	39	198		1		1	41	699	7	18	111	25	46	22	37	1,245	
		16	103					6	202	6	16	53	9	26	25	33	496	
		55	301		1		1	47	901	13	34	164	34	72	47	70	1,741	
近隣・知人	長佐計	26	10									32			40	27	135	
		6	32							1	1	9	3		20	22	95	
		32	42							1	1	41	3		60	49	230	
児童本人	長佐計	10	14					3	4	1		9	1			3	45	
		4	11						2			3				10	30	
		14	25					3	6	1		12	1		13	75		
その他	長佐計	44	47					9	224		3	15	1	12	3	59	417	
		12	36					2	109		9	5		5		3	181	
		56	83					11	333		12	20	1	17	3	62	598	
計	長佐計	949	685		4		1	88	1,882	11	118	290	32	116	94	397	4,687	
		379	495		1			17	706	7	74	127	22	66	59	162	2,133	
		1,328	1,180		5		1	105	2,588	18	192	417	54	182	153	559	6,820	

表4-1 相談別・年齢別受付件数(県計)

令和5年度

相談種別 年齢	養護 児童虐待 その他		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 法 行 為 等	育 成				そ の 他	計	
	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害		言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	性 格 行 動			不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け				
0歳	74	63					2								15	19	173
1歳	67	44					2	4						1	15	21	154
2歳	67	41					2	41				1		3	25	24	204
3歳	84	44					8	78	1			2		1	21	33	272
4歳	92	46					9	83	1			1		4	28	31	295
5歳	84	50		1		1	6	160				3		19	26	16	366
6歳	91	71		1			10	147	2			12		15	10	40	399
7歳	71	48					3	161		2	2	17	1	15	6	37	363
8歳	68	65					4	93	1	2	1	32	4	6	3	27	306
9歳	81	48					4	144	3	8	3	19	5	12	3	36	366
10歳	75	53					5	128	1	6		31	4	11		26	340
11歳	98	65					5	166		7	3	35	5	19		32	435
12歳	66	73					11	211	1	12	3	53	6	8		28	472
13歳	85	86		1			6	245		29	12	67	9	13	1	32	586
14歳	69	67					3	204		48	10	48	9	13		30	501
15歳	56	85					3	140	2	34	1	35	6	8		37	407
16歳	68	65					3	85	2	22	2	37	3	8		21	316
17歳	31	114		2			8	213	3	19	1	24	2	9		25	451
18歳 以上	1	52					11	285	1	3				17		44	414
合計	1,328	1,180		5		1	105	2,588	18	192	38	417	54	182	153	559	6,820

表4-2 相談別・年齢別受付件数(長崎)

令和5年度

相談種別 年齢	養護その他		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 触 法 行 為 等	育 成				そ の 他	計	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害			発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け
0歳	52	38					2								7	17	116
1歳	53	29					1	4							12	15	114
2歳	51	28					2	35				1		3	12	16	148
3歳	64	27					7	56	1			2			13	25	195
4歳	68	27					8	63	1					4	17	26	214
5歳	66	32		1		1	5	119				3		17	20	13	277
6歳	66	34		1			10	118	1			9		13	7	30	289
7歳	54	22					1	122		2	2	14	1	6	3	32	259
8歳	48	32					4	79		2		24	2	5	1	17	214
9歳	59	34					3	105		7	1	10	2	9	1	25	256
10歳	47	21					5	90		2		25	4	8		17	219
11歳	70	36					3	117		5		30	3	11		25	300
12歳	45	38					9	164	1	4	1	33	1	6		20	322
13歳	56	56					4	181		12	9	48	8	7	1	24	406
14歳	43	39					3	144		27	7	31	4	6		21	325
15歳	42	47					1	89	1	27		22	3	3		27	262
16歳	40	40					3	65	2	15		24	3	1		15	208
17歳	25	68		2			7	138	3	14		14	1	4		18	294
18歳 以上		37					10	193	1	1				13		14	269
合計	949	685		4		1	88	1,882	11	118	20	290	32	116	94	397	4,687

表4-3 相談別・年齢別受付件数(佐世保)

令和5年度

相談種別 年齢	養護その他		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 触 法 行 為 等	育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害			発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性		
0歳	22	25												8	2	57
1歳	14	15					1						1	3	6	40
2歳	16	13						6						13	8	56
3歳	20	17					1	22					1	8	8	77
4歳	24	19					1	20				1		11	5	81
5歳	18	18					1	41					2	6	3	89
6歳	25	37						29	1			3	2	3	10	110
7歳	17	26					2	39				3	9	3	5	104
8歳	20	33						14	1		1	8	2	1	2	92
9歳	22	14					1	39	3	1	2	9	3	3	2	110
10歳	28	32						38	1	4		6		3	9	121
11歳	28	29					2	49		2	3	5	2	8	7	135
12歳	21	35					2	47		8	2	20	5	2	8	150
13歳	29	30		1			2	64		17	3	19	1	6	8	180
14歳	26	28						60		21	3	17	5	7	9	176
15歳	14	38					2	51	1	7	1	13	3	5	10	145
16歳	28	25						20		7	2	13		7	6	108
17歳	6	46					1	75		5	1	10	1	5	7	157
18歳 以上	1	15					1	92		2				4	30	145
合計	379	495		1			17	706	7	74	18	127	22	66	59	2,133

表5 処理件数の年度推移

年度	処理 児相	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	福祉事務所送致等	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致 (第27条第1項第4号)	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	法第27条の3による	家庭裁判所送致(再掲)						
27	長崎	2,379	304	279	12		3	21	13	96				18	6	51	763	3,924
		1,540	304		12		3	21	13	96				18	6	51	763	2,806
	佐世保	896	133	82	17				7	48		1		5		25	150	1,364
	計	598	133	82	17				7	48		1		5		25	149	1,065
		3,275	437		29		3	21	20	144		1		23	6	76	913	5,288
		2,138	437		29		3	21	20	144		1		23	6	76	912	3,871
28	長崎	2,848	467	248	14		2	21	7	92		7		13	1	57	646	4,402
		1,612	467		14		2	21	7	92		7		13	1	57	646	2,918
	佐世保	1,083	184	119	14				6	46		5		5	1	29	187	1,679
	計	969	184	119	14				6	46		5		5	1	29	187	1,565
		3,931	651		28		2	21	13	138		12		18	2	86	833	6,081
		2,581	651		28		2	21	13	138		12		18	2	86	833	4,483
29	長崎	2,184	545	245	11		8	31	16	99		3		16		51	661	3,870
		1,508	545		1		8	31	16	99		3		16		51	661	2,939
	佐世保	821	234	141	3		1		15	50				9		26	191	1,491
	計	727	234	141	3		1		15	50				9		26	191	1,397
		3,005	779		14		9	31	31	149		3		25		77	852	5,361
		2,235	779		14		9	31	31	149		3		25		77	852	4,336
30	長崎	2,026	786	256	8		6	30	19	95		5		12		59	745	4,047
		1,517	786	256	8		6	30	19	95		5		12		59	745	3,538
	佐世保	800	399	135	3				2	9	53	2		7		27	256	1,693
	計	796	399	135	3				2	9	53	2		7		27	256	1,689
		2,826	6324	391	11		6	32	28	148		7		19		86	1,087	5,740
		5,139	6,324	391	11		6	32	28	148		7		19		86	1,087	5,227
31	長崎	1,716	920	266	21		19	36	6	112		3		19	5	50	1,071	4,244
		1,368	920	266	21		19	36	6	112		3		19	5	50	1,071	3,896
	佐世保	851	544	162	8				24	50		2		12		27	328	2,008
	計	851	544	162	8				24	50		2		12		27	328	2,008
		2,567	1,464	428	29		19	36	30	162		5		31	5	77	1,399	6,252
		2,219	1,464	428	29		19	36	30	162		5		31	5	77	1,399	5,904
2	長崎	1,836	892	264	14		13	57	20	98				9	4	53	944	4,204
		1,496	892	264	14		13	57	20	98				9	4	53	944	3,864
	佐世保	798	429	131	6				17	14	53	2		9	1	25	317	1,802
	計	798	429	131	6				17	14	53	2		9	1	25	317	1,802
		2,634	1,321	395	20		13	74	34	151		2		18	5	78	1,261	6,006
		2,294	1,321	395	20		13	74	34	151		2		18	5	78	1,261	5,666
3	長崎	1,805	777	262	10		29	52	29	104		3		16		54	1,160	4,301
		1,457	777	262	10		29	52	29	104		3		16		54	1,160	3,953
	佐世保	801	446	142	2		1	8	6	35		1		10		12	358	1,822
	計	801	446	142	2		1	8	6	35		1		10		12	358	1,822
		2,606	1,223	404	12		30	60	35	139		4		26		66	1,518	6,123
		2,258	1,223	404	12		30	60	35	139		4		26		66	1,518	5,775
4	長崎	1,669	924	257	5		11	94	29	69		5		17	2	61	1,090	4,233
	佐世保	915	481	129	1				15	11	25	2		6		13	371	1,969
	計																	
		2,584	1,405	386	6		11	109	40	94		7		23	2	74	1,461	6,202
5	長崎	1,747	858	246	12		26	128	38	105		6		14	3	69	1,398	4,650
	佐世保	882	506	120	5				28	13	42			3		16	500	2,115
	計																	
		2,629	1,364	366	17		26	156	51	147		6		17	3	85	1,898	6,765

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表6-1 相談別・処理件数(県計)

令和5年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による						
					養護	保健	障害	害	非行	育成	その他				計					
養護	児童虐待	379	634	18	14	5	20	97	28	44				2			24	1,265		
	その他	605	380	15		2	1	9	2	62		4	12				92	1,184		
保健																				
障害	肢体不自由	2															2	4		
	視聴覚障害																			
	言語発達障害等	1																1		
	重症心身障害	18	5	11						1							38	33	106	
	知的障害	994	10	278				1									44	1,275	2,602	
発達障害	10	3														1	4	18		
非行	く犯行為	40	106	7		2			12	12				1	2		6	188		
	触法行為等	4	17		2				4	4					1		1	33		
育成	性格行動	203	162	9		5	1	8	4	20							2	16	430	
	不登校	37	10	1														4	52	
	適性	71	2	16														91	180	
	育児・しつけ	116	12				5	11		3								5	152	
その他	149	23	11	1	12			3	1	1		2	2				345	550		
計	2,629	1,364	366	17	26	28	128	51	147		6	17	3	85	1,898	6,765				

表6-2 相談別・処理件数(長崎)

令和5年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による						
					養護	保健	障害	害	非行	育成	その他				計					
養護	児童虐待	337	377	7	11		5		97	25	34			2			17	912		
	その他	321	248	5			2		9	1	44		4	9			41	684		
保健																				
障害	肢体不自由	1															2	3		
	視聴覚障害																			
	言語発達障害等	1																1		
	重症心身障害	12	5	9							1						33	28	88	
	知的障害	699	5	189													33	963	1,889	
非行	発達障害	5	2														1	3	11	
	く犯行為	26	71	4			2			6	5			1	2		2	119		
育成	触法行為等	2	6							1	4				1		1	15		
	性格行動	138	114	8			5		8	4	13					2	7	299		
	不登校	23	5	1													1	30		
	適性	45		12													59	116		
その他	育児・しつけ	71	6						11		3						3	94		
	その他	66	19	11	1		12		3	1	1		2	2			271	389		
計		1,747	858	246	12		26		128	38	105		6	14	3	69	1,398	4,650		

表6-3 相談別・処理件数(佐世保)

令和5年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																		
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による						
					養護	保健	障害	害	非行	育成	その他									
養護	児童虐待	42	257	11	3		20			3	10							7	353	
	その他	284	132	10			1		1	18				3				51	500	
保健																				
障害	肢体不自由	1																	1	
	視聴覚障害																			
	言語発達障害等																			
	重症心身障害	6		2													5	5	18	
	知的障害	295	5	89			1										11	312	713	
非行	発達障害	5	1															1	7	
	く犯行為	14	35	3					6	7								4	69	
育成	触法行為等	2	11		2				3										18	
	性格行動	65	48	1			1			7								9	131	
	不登校	14	5															3	22	
	適性	26	2	4														32	64	
その他	育児・しつけ	45	6				5											2	58	
	その他	83	4															74	161	
計		882	506	120	5		28		13	42				3			16	500	2,115	

表7 調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数

令和5年度

対象	区分	調査・社会診断指導	医学診断書指導								その他の診断指導	心理療法・カウンセリング			
			診察・指導	医学的検査	その他の	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児	長 崎	7,138	262	7	10	973	300	365	1,452	3,525	2	6	273		1
	(再掲) 児童虐待	2,378	92	3		113	45	125	193	793	1	1	69		
	(再掲) 非行	887	60	2	4	44	1	74	152	703		3	36		1
	佐 世 保	1589	164	3	2	362	86	197	515	1172	1	5	254		89
	(再掲) 児童虐待	480	53			32	1	76	62	248			24		32
	(再掲) 非行	394	49	2		30		53	43	288			69		24
	計	8,727	426	10	12	1,335	386	562	1,967	4,697	3	11	527		90
	(再掲) 児童虐待	2,858	145	3		145	46	201	255	1,041	1	1	93		32
童	(再掲) 非行	1,281	109	4	4	74	1	127	195	991		3	105		25
	保	長 崎	17,653	74	3	2			68	1,390		2	57		13
護	(再掲) 児童虐待	7,695	27						42	165			17		13
	(再掲) 非行	1,548	12	1	1				1	85			2		
	佐 世 保	4959	10		1				10	455		7	77		
	(再掲) 児童虐待	1735	1							11			6		
	(再掲) 非行	669	3						6	11		7	38		
	計	22,612	84	3	3				78	1,845		9	134		13
	(再掲) 児童虐待	9,430	28						42	176			23		13
	(再掲) 非行	2,217	15	1	1				7	96		7	40		
者	そ	長 崎	25,675	46		19		2	42	326	1	3	26		3
	(再掲) 児童虐待	12,239	7					2	5	82	1		10		
	(再掲) 非行	1,958			3				1	53					
	佐 世 保	7689	11		3				31	71	2		91		
	(再掲) 児童虐待	2548	5						2	7			11		
	(再掲) 非行	801							3	9			26		
	計	33,364	57		22		2		73	397	3	3	117		3
	(再掲) 児童虐待	14,787	12				2		7	89	1		21		
他	(再掲) 非行	2,759	5		3				4	62			26		
	合	長 崎	50,466	382	10	31	973	302	365	1,562	5,241	3	11	356	17
	(再掲) 児童虐待	22,312	126	3		113	47	125	240	1,040	2	1	96		13
	(再掲) 非行	4,393	72	3	8	44	1	74	154	841		3	38		1
	佐 世 保	14,237	185	3	6	362	86	197	556	1,698	3	12	422		89
	(再掲) 児童虐待	4,763	59			32	1	76	64	266			41		32
	(再掲) 非行	1,864	52	2		30		53	52	308		7	133		24
	計	64,703	567	13	37	1,335	388	562	2,118	6,939	6	23	778		106
(再掲) 児童虐待	27,075	185	3		145	48	201	304	1,306	2	1	137		45	
計	(再掲) 非行	6,257	124	5	8	74	1	127	206	1,149		10	171		25

表8 措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数

令和5年度

	児相	区分	児童福祉施設	指定医療機関 障害者支援施設	里	親	計
措 置 停 止	長 崎		5				5
	佐 世 保		3				3
	計		8				8
調 査 ・ 診 断 ・ 指 導	長 崎		1,329			2,391	3,720
	佐 世 保		2,460			1,115	3,575
	計		3,789			3,506	7,295

表9 児童福祉施設種別措置入所児の年度推移

施設種別		児相	年度								
			27	28	29	30	31	2	3	4	5
児童自立支援施設	県立	長崎	14	6	10	11	8	11	11	7	8
		佐世保	8	6	4	9	5	3	5	2	3
		計	22	12	14	20	13	14	16	9	11
	国立	長崎	1	1					1		
		佐世保									
		計	1	1					1		
その他	長崎										
	佐世保										
	計										
乳児院	長崎	12	7	8	10	10	8	11	8	11	
	佐世保	3	2	5	6	10	4	5	4	5	
	計	15	9	13	16	20	12	16	12	16	
児童養護施設	長崎	63	62	70	66	80	64	68	45	65	
	佐世保	35	32	36	34	29	38	24	15	27	
	計	98	94	106	100	109	102	92	60	92	
児童心理治療施設	入所	長崎	4	4	5	4	8	4	9	4	5
		佐世保		4		2	3	3	1	2	5
		計	4	8	5	6	11	7	10	6	10
	通所	長崎		7	3	5	3		3	5	6
		佐世保		6		2	2	2	1	2	
		計		13	3	7	5	2	4	7	6
福祉型障害児入所施設 (旧:知的障害児施設)	長崎	2	12	5	3	5	9	8	5	1	
	佐世保	2	1	4	1	3	5		2	2	
	計	4	13	9	4	8	14	8	7	3	
福祉型障害児入所施設 (旧:盲ろうあ児施設)	長崎										
福祉型障害児入所施設 (旧:肢体不自由児療護施設)	長崎			1							
医療型障害児入所施設 (旧:重症心身障害児施設)	長崎			1	1	1	1	1		1	
指定医療機関委託	長崎										
計	長崎	96	99	102	100	115	98	111	74	97	
	佐世保	48	51	50	55	52	55	36	25	42	
	計	144	150	152	155	167	153	147	99	139	

表10 一時保護児童の年度推移
(所内保護分)

年度	区分 児相	相談種別					計
		養護	障害	非行	育成	保健 その他	
19	長崎	50	1	20	37	0	108
	佐世保	51	2	7	18	0	78
	計	101	3	27	55	0	186
20	長崎	61	4	36	39	0	140
	佐世保	41	1	6	27	0	75
	計	102	5	42	66	0	215
21	長崎	58	1	31	21	0	111
	佐世保	23	1	5	22	0	51
	計	81	2	36	43	0	162
22	長崎	74	0	26	15	1	116
	佐世保	30	0	15	7	0	52
	計	104	0	41	22	1	168
23	長崎	73	0	24	10	1	108
	佐世保	29	0	23	10	0	62
	計	102	0	47	20	1	170
24	長崎	77	2	25	17	2	123
	佐世保	33	0	8	8	3	52
	計	110	2	33	25	5	175
25	長崎	97	1	26	13	0	137
	佐世保	54	2	11	2	0	69
	計	151	3	37	15	0	206
26	長崎	70	1	45	13	1	130
	佐世保	46	0	11	9	0	66
	計	116	1	56	22	1	196
27	長崎	96	1	41	32	0	170
	佐世保	58	0	16	12	0	86
	計	154	1	57	44	0	256
28	長崎	117	0	41	35	1	194
	佐世保	64	0	22	28	0	114
	計	181	0	63	63	1	308
29	長崎	113	1	42	31	3	190
	佐世保	67	0	36	16	1	120
	計	180	1	78	47	4	310
30	長崎	182	1	35	24	3	245
	佐世保	84	0	46	24	0	154
	計	266	1	81	47	3	399
31	長崎	175	2	46	35	0	258
	佐世保	98	1	44	29	2	174
	計	273	3	90	47	2	432
R2	長崎	179	0	39	85	0	303
	佐世保	71	0	43	46	0	160
	計	250	0	82	47	0	463
R3	長崎	182	1	45	69	0	297
	佐世保	93	0	20	20	1	134
	計	275	1	65	47	1	431
R4	長崎	156	1	40	98	0	295
	佐世保	57	1	27	31	7	123
	計	213	2	67	129	7	418
R5	長崎	196	3	76	74	0	349
	佐世保	75	0	38	31	9	153
	計	271	3	114	105	9	502

注) 年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み, 当年度の未処理分を除く)

表11 相談別・処理別一時保護児童数
(所内保護分)

令和5年度

受付・処理		受 付			処 理							延 日 数	未 処 理
		前年度から継続	新規	計	児童福祉施設入所	里親委託	他児相・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計		
相 談	長崎	5	197	202	2	0	1	0	94	99	196	2,293	6
	佐世保	0	76	76	5	0	2	0	41	27	75	1,011	1
	計	5	273	278	7	0	3	0	135	126	271	3,304	7
養 護	長崎	0	3	3	0	0	0	0	1	2	3	11	0
	佐世保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	3	3	0	0	0	0	1	2	3	11	0
障 害	長崎	1	79	80	6	0	5	1	39	25	76	1,810	4
	佐世保	0	42	42	3	1	6	0	22	6	38	738	4
	計	1	121	122	9	1	11	1	61	31	114	2,548	8
非 行	長崎	2	75	77	3	0	4	0	36	31	74	1,377	3
	佐世保	1	31	32	2	0	3	0	16	10	31	425	1
	計	3	106	109	5	0	7	0	52	41	105	1,802	4
育 成	長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐世保	0	9	9	0	0	2	0	4	3	9	57	0
	計	0	9	9	0	0	2	0	4	3	9	57	0
保 健 そ の 他	長崎	8	354	362	11	0	10	1	170	157	349	5,491	13
	佐世保	1	158	159	10	1	13	0	83	46	153	2,231	6
	計	9	512	521	21	1	23	1	253	203	502	7,722	19
計	長崎				591	9	23	67	2,485	2,316	5,491		
	佐世保				277	83	122	0	1,052	697	2,231		
	計				868	92	145	67	3,537	3,013	7,722		
延日数 (延人数)	長崎												
	佐世保												
	計												

注) 延日数とは、年度中に退所した児童について、児童が一時保護所に入所した日から処理が決定し対処するまでに要した日数をいう。

表12 年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数
(所内保護分)

R5年度

相談	児相	年齢区分				計
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
養 護	長 崎	30	67	56	44	197
	佐世保	9	25	18	23	75
	計	39	92	74	67	272
障 害	長 崎	0	1	1	1	3
	佐世保	0	0	0	0	0
	計	0	1	1	1	3
非 行	長 崎	1	4	31	43	79
	佐世保	0	4	22	12	38
	計	1		53	55	109
育 成	長 崎	3	12	32	28	75
	佐世保	0	10	11	10	31
	計	3	22	43	38	106
保 健 そ の 他	長 崎	0	0	0	0	0
	佐世保	3	4	1	1	9
	計	3	4	1	1	9
計	長 崎	34	84	120	116	354
	佐世保	12	43	52	46	153
	計	46	127	172	162	507

表13 一日平均保護人員及び一人平均保護日数
(所内保護分)

R5年度

支援センター	区分	一日平均保護人員(注1)	一人平均保護日数(注2)
	長 崎	15.0	15.7
	佐 世 保	6.1	14.6
	計	21.1	15.2

注1) 処理・延人員 ÷ 365日

注2) 処理・延日数 ÷ 処理人員

表14 保護期間別一時保護児童数
(所内保護分)

R5年度

期間	1日	2日	3～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～30日	1か月以上	2か月以上	計
支援センター										
長崎	37	62	56	53	25	19	33	49	15	349
佐世保	4	23	18	30	21	21	22	11	3	153
計	41	85	74	83	46	40	55	60	18	502

注) 年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

表15 委託先別一時保護児童数
(委託保護分)

R5年度

委託先	児童福祉施設																								医療機関	警察署	里親等	その他	合計
	あすなろ園	みのり園	あゆみの家	開成学園	大村椿の森学園	穂波学園	光と緑の園乳児院	マリア園	明星園	浦上養育院	清風園	大村子供の家	光と緑の園向陽寮	聖母の騎士園	希望の灯学園	奥浦慈恵院	太陽寮	若竹の家	福岡子供の家	諫早療育センター	セドも医療福祉								
実人員	長崎	6	3	0	0	1	0	40	35	26	27	2	25	58	24	5	10	44	0	0	0	7	28	232	79	43	695		
	佐世保	10	0	2	0	1	0	10	0	0	0	13	1	11	1	2	1	2	33	0	0	0	9	58	15	17	186		
	計	16	3	2	0	2	0	50	35	26	27	15	26	69	25	7	11	46	33	0	0	7	37	290	94	60	881		
延日数	長崎	90	30	0	0	1	0	1,189	1,199	1,442	422	17	842	1,730	765	22	422	1,181	0	0	0	146	1,296	243	672	723	12,432		
	佐世保	94	0	115	0	1	0	326	0	0	0	307	25	131	36	37	9	48	617	0	0	0	582	64	41	176	2,609		
	計	184	30	115	0	2	0	1,515	1,199	1,442	422	324	867	1,861	801	59	431	1,229	617	0	0	146	1,878	307	713	899	15,041		

注) 年度中に保護委託をした実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

延べ日数とは、年度中に委託保護を解除した児童について、児童を委託した日から委託を解除するまでに要した日数